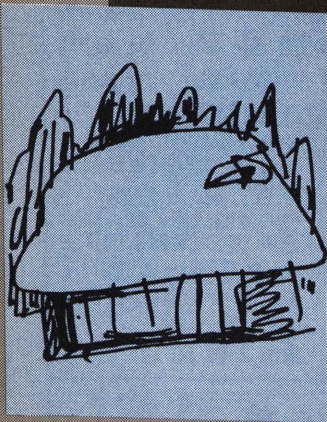


幼児の教育

第五十一卷

第三號

日本幼稚園協會



紀

3

フ レ ー ベ ル 館 の 新 学 期 用 品

No. 41 幼 児 指 導 要 録
B 5 判、4 頁、文 部 省 御 制 定 の 制 式 の も
の で す。
定 価 一 部 5 円

No. 42 幼 児 指 導 要 録 の 趣 旨 と
そ の 取 扱 い に つ い て

本 社 作 成 幼 児 指 導 要 録 30 部 お 買 上 に つ い て
1 部 添 付 す る も の で す が、本 パ ン フ レ ッ
ト だ け の 御 用 命 に も 応 じ ま す。

定 価 4 円

No. 43 指 導 要 録 表 紙
定 価 50 円

No. 45 保 育 日 誌
大 変 御 好 評 を い た だ き ま し た 保 育 日 誌、
諸 先 生 方 の 御 要 望 に 応 え ル ー ス ・ リ ー フ
式 に し て 御 便 利 を は か り ま し た。用 紙 イ
ン ク 止 め 完 全、厚 上 質 表 紙 を 添 え て 50 枚
に 付

定 価 200 円

No. 47 園 籍 簿
定 価 1 枚 2 円 50 銭

No. 48 身 体 検 査 票
B 5 判、文 部 省 令 第 7 号 学 校 身 体 検 査 規
程 に よ る 制 式 の も の 定 価 1 枚 2 円 50 銭

No. 49 父 母 へ の 報 告 書
B 5 判 定 価 1 枚 2 円 50 銭

No. 50 園 の た よ り
A 6 判 24 頁 定 価 15 円

No. 51 同 カ バ ー 定 価 15 円

No. 53 卒 園 臺 帳
B 5 判 定 価 1 枚 2 円 50 銭

No. 55 保 育 料 袋
定 価 1 枚 2 円 50 銭

No. 56 保 育 證 書 (A)

No. 57 保 育 證 書 (B)

A は B 4 判、B は B 5 判
定 価 A 10 円 B 7 円

No. 58 園 児 募 集 ポ ス タ ー (A)

No. 59 同 (B)

AB 2 種 あ り ま す。大 き さ は 約 1 尺 5 寸
× 2 尺 幼 稚 園、保 育 所 共 用
定 価 A B 各 15 円

No. 72 出 席 簿 (縦 型)
定 価 1 枚 2 円 50 銭

No. 101 出 席 カ ー ド
A 5 判 13 枚 (表 紙 共) 定 価 30 円

No. 102 出 席 カ ー ド 用 カ バ ー
定 価 15 円

No. 103 出 席 カ ー ド 用 貼 紙
10 人 分 12 ケ 月 一 箱 定 価 200 円

No. 111 む り え (初 級)

No. 112 同 (上 級)

B 5 判 各 16 枚 定 価 各 35 円

No. 116 え と む り え (No. 1)

No. 117 同 (No. 2)

B 5 判 各 16 枚 定 価 各 35 円

No. 118 お さ い く 帳

B 5 判 12 枚 定 価 30 円

No. 126 自 由 画 帖 (A)

No. 127 同 (B)

定 価 A 35 円 B 28 円

No. 131 折 紙 (特 製 5 寸) 定 価 55 円

No. 132 同 (ノ 4 寸) 定 価 40 円

No. 133 同 (並 製 5 寸) 定 価 40 円

No. 134 同 (ノ 4 寸) 定 価 30 円

以 上 い ず れ も 1 色 100 枚 包 の 値 段 で す。
色 の 種 類 は 12 色。(並 製 は 11 色)

No. 156 ま ん て ん く れ よ ん (10 色)
定 価 50 円

No. 157 同 (8 色) 定 価 35 円

No. 158 お 道 具 箱 定 価 60 円

No. 160 鋏 (先 丸 鋏) 定 価 35 円

No. 168 た の し い お し ご と

お 茶 の 水 の 及 川 先 生 の 新 し い 企 圖 に な
る 工 作 の 本 で す。B 5 判 16 頁 定 価 45 円

No. 171 組 別 名 札 (桜 型)

両 面 色 紙 ば り、色 の 種 類 は 赤、黄、緑、
白、桃、禪、水 色 の 7 色 定 価 1 個 2 円

No. 74 園 の た よ り 用 ゴ ム 印

定 価 1 組 12 ケ 200 円

No. 65 在 籍 記 録

B 4 判 定 価 2 円 50 銭

發 行 所 東 京 都 千 代 田 区 神 田 株 式 会 社
神 保 町 二 丁 目 四 番 地

フ レ ー ベ ル 館

振 替 口 座 東 京
一 九 六 四 〇 番

幼 児 の 教 育

第五十一卷

第 三 號

昭和二十七年三月

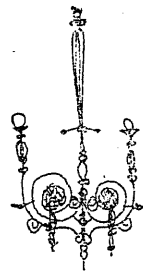
目 次

表紙	中川紀元
保育の対象は幼児一人一人にある	倉橋惣三(2)
(ヌース) わたし貫目と鉄一貫目	波多野完治(4)
特 集—I 幼稚園と小学校の連絡	
幼稚園の立場から	櫻葉 勇(7)
	内山 憲 尙(13)
	松石 治(15)
	小林 仲子(18)
	青柳 義智代(19)
小学校の立場から	中川 武夫(9)
	武藤 光太郎(11)
	小林 操(16)
	佐々木 良治(20)
特 集—II 幼稚園と保育所の先生養成の問題	
幼稚園教諭養成の現状について	上野 芳太郎(22)
保母養成施設の現状	上村 一(27)
幼稚園と保育所の先生を養成するについて昭和二十七年 募集要綱一覽	(37)
子供讃歌(17)	倉橋惣三(48)
アメリカだより(II)	相場 均(51)
会 か ら	(52)

編纂主幹	倉橋惣三		
協力委員	牛島義友	及川ふみ	斎藤文雄
	多田鉄雄	波多野完治	山下俊郎
編集委員	西山浪太郎	(五十音順)	

発 行

日 本 幼 稚 園 協 會



保育の対象は

幼児一人々々にある

倉 橋 惣 三

保育の対象は幼児一人々々にある。すべての幼児（前々号所載）というも、すべては幼児一人々々に他ならない。日々に直接に、（前号所載）というも、幼児一人々々に対してこそである。一人々々に對する眞實な關心なくして保育のこゝろの眞實はない。

一人々々というは、個々の個性に即するということでもある。それがなければ、保育の方法を誤る。又、一人々々を貴ぶというは、基本人權の眞の尊重でもある。それなければ、人權の所在に眞に患なりといえない。しかし、こゝでいうのは、心理的に方法の正しきを得るためと、人權的に個の確立のためとだけのことではない。寧ろ、もつと実体的に個体的に、日々の實際保育の対象としてある。その意味において、一組三十人の保育は、一人々々の保育を三十しているのである。一分団五人の保育も、一人々々の保育が五つ行われているのである。保育が集団を対象とするということも、一

人々々の保育のための方法的対象として集団生活を必要としていることで、集団が保育關心の究極対象ではない。一人々々を離れて人間愛の眞實はなく、人間愛の結合なくして、保育の眞實はない。愛ほど一人々々に切實でなければならぬものはない。一人々々の切實に總和はあつても、一人々々への切實は決して、總和の部分ではない。

幼児達は集団の中におかれて社会的生活を営む。その社会的生活の中に、一人々々を活かしてゆく。社会的でなくして生活的であり得ない。従つて本質的に生活保育のためには、形體的に社会的保育でなければならぬ。その意味で社会的ならずして、各々の一人々々は眞に活かされぬ。一人々々が眞に活を得ないところに、保育が行われ得ることはない。故に、保育の實際は常に社会的に行われるのである。一人々々を保育するということは、一人々々を孤独におくことでは決してない。たゞ、一人々々を社会の中に埋没しないことで

ある。社会の中に一人をも見失わないことである。眞の保育者は一匹の迷える羊の子をも見逃がさない。常に一人々々後を追ひ一人をも見忘れず、一人々々を、不斷に我が心の間近かに見守る。方法的に個性保育である前に、又、觀念的に個人保育である前に、めい／＼をめい／＼として愛し、めい／＼をめい／＼として愛することこそ保育の眞のこゝろである。

眞に花を愛する人は、交り咲く花壇の中に、特に色美しく特に香り高い花を愛する人ではない。目立つものに目をつけるのは、どんな心ない者にもあり得ることである。少くも、その人を心ある人とはいえない。花に対して然り、況んや子供に対するにおいておや。しかも、教育には、心なきといふ以上に、そうなり易い傾向がある。本来において結果を求めるところでもある教育において、よきものに目をつくのは自然でもある。健康児・優秀児が教育者の目につくのは自然である。或はまた、わが教育を遂げ易からしめると思われる柔順児の好ましいのも自然である。更に、幼稚園などにおいて、美容の子が教師に好ましいのも、一つの自然でもある。しかし、教育は、結果の楽しみばかりではないし、まして、教師の好みばかりでもない。自然といつて、ただ容易な自然ばかりでもない。時に、難きに打克つ努力の興味でもあり、時には、難きに挑む熱意でもある。殊に、結果の難さを思わせる子供たちの現状は、同情と憐憫とを惹くものが多い。——そこに、大輪美彩の花の外に、小さく、みすばらしくさえある、

可憐の花が教育の眞の關心を促すのでもある。教育の心にとつて。

これを保育の極く實際においていえば、そういう子らこそ、一人一人として保育しようとするものにとつての、見失えない対象である。一人々々という以上、關心は各の子らに平均でなければならぬ。しかし、保育者の心のもち方としては、そうした、見失われ易い子、極言すれば、好ましくないような気もする子らに、注意と愛情のより多い傾倒が行われる時こそ、一人を見逃さない実際になり得るのである。若しそれ、すべてが、自分の好きな、教育し易い、教育に手のかゝらない子らの一人々々だけならば、一人々々といふことに、何んの自然以外の意味があるう。況して、そういう一人々々を撰んでの教育に、特に一人々々といえる教育の苦心があるう。保育者は、組の中に、探し出しても、手のかゝる一人々々を、保育の第一の対象とすべきである。

『憎くまれ子世に憚る』という、昔のいろはガルダの言ひ草の様のことが、幼稚園の中にあるう筈はない。『色の白いは七難かくす。』なんて花柳界でもいわれそうな評価が、幼稚園の中にあるう筈もない。強情な子でも、色の黒い子でも、一人々々として、大切な教育の対象であることは素より、先生の目には、手には、一層愛を注いでやりたくなる子である。一人々々とは、一人をも見失わないことであると共と、保育の対象として予め評価しないことである。



わた一貫目と

鐵一貫目

波多野完治

「わた一貫目と、鉄一貫目とでは、どつちが重い？」
こうきかれて、

「同じさ」

と答えられる子どもは、幼児としてもかなりおませな、
利口な子どもということなつてゐる。

だが、実際に、わた一貫目と、鉄一貫目とをもつたと
したら、どうだろうか。

わたの方がはるかに軽くおもわれるのである。

わたくしが前にしらべたところでは、鉄三百目に対し
わた八百目位までは、鉄の方が重く感ぜられる。

こういう現象を「形と重さの錯覚」というのだが、問
題は一体こういう現象が、生れたときのものか、又は生
れてからしばらく時がたつてからでてくるものか、とい

うことである。

もう一つ。

五十米先に人間が立つてゐる。もう一人、百米さきに
人間が立つてゐる。

目の中——つまり網膜にうつる人の形は、百米さきの
人間が半分になつてゐる筈である。これはシャシンをや
つた人ならすぐにわかる。

ところが、我々にはそうはみえない。五十米さきの人
間も百米さきの人間も大体同じにみえる。同じように、
五尺の身長をもつた、普通の人にみえる。

五十米の方が普通にみえ、百米の方がコピトにみえた
ら大変だ。

— ころいろいろのを「大きさの恒常性」という。

ところで、ここで問題なのは、こういう現象が一体い
くつ位のころから出てくるものか、ということである。

今までよくいわれてゐたところでは、人間の感覚は、
生後一ケ年もすれば、大体大人の九割位までの能力にい
くので、それからさきは「感覚」に関する限り、あまり
のびていかないということであつた。

音などは生れて二週間もすると、きこえるようになり、
生後一ケ年位で、大人のききうる音の九割位までいく。

「視力」の方もその通りで、四ヶ月位から大人と同じよ
うに物をみる事が出来るとされてゐた。

もしそうだとすれば、大きさの恒常性などは「乳児」のときにできるようになってしまいうわけであり、「幼児」の時代としては別に面白いことはなくなる。

だが、形と重のさ錯覚などでは、ごく小さい幼児は、こういう錯覚をもつていないらしいことが推定されていて、それは、子どもの「判断」の力の未発達にもとずくとされていた。つまり子供は感覚としては形も重さも大人とおなじように受けとるのだが、二つのものをくらべる、というような比較、判断の力がないために、結果が不正確になり、でたらめになるというのであつた。

ところが、この十年間ほど、ピアジェ（スイスの心理学者で、主として幼児心理の研究家）がしらべたところによると、大きさの恒常性も、形と重のさ錯覚も、七八才ごろまでは成立してきていないのである。

大きさの恒常性は小さいうちはない。でも子供には遠くの「人」は「小さく」見えるらしいのである。ごく小さい子供は、だから同じ人間が大きくなつたり小さくなつたりして世界にすんでいるのであるらしい。

形と重のさの錯覚の方は、人間の気持のもち方で大変な相違がある。本當に「重さ」をたしかめようという気持ではかると、わた一貫目と鉄一貫目とで、かなり似たところまでいく。しかし、自然な態度で比較すると、前記のように、わたの方が、かるくおもえる。

子供はこういう錯覚が成立していない、だから、わた一貫目も、鉄一貫目も同じ位に受けとる可能性が多い。つまり大人よりも「正確に」物をはかるのである。

このような錯覚が出てくるのはいつごろか。四五才から七八才の間である。即ち幼児の時期である。なぜでてくるのか。

これはむずかしい。しかし、とも角今まで「知覚」とよばれていたものが、實際は「神経」と物との関係だけでなく、人間の「物」に対する観念によつて左右されていることが大きく、そのためにこのような錯覚が却つて大人につよいという現象があるようである。

子供には「人間の大きさ」について、固定した観念はない。これは「物」——即ち目をつぶつてもきえてしまわず、我々の外に我々が死のうと生きようと存在しているものの観念が不充分であることの一つの特殊の場合なのであつて、これは幼児の時期に除々にできていくものらしい。

幼児心理学も、こうして急にいそがしくなつてきた。いや、心理学として急がしいというより、哲学として、認識論として、あるいは又、「唯物論と観念論」の問題として、いそがしくなつてきたのである。



特

集

幼稚園と小学校との連絡

幼稚園・小学校双方にとつての緊急事項であるこの問題について、四つの重要点に關し、左の諸氏に御意見の御回答を願いました。種々の都合で全部御回答を載けませんでしたのは残念でしたが、御回答いただいた分だけについても問題の所在が大変ハッキリして參つたと存じます。なお、この問題に対する各方面の御高見を隨時御寄稿いたゞければ幸甚と存じます。(編集部)

(イロハ順)

文京区第一幼稚園長 板橋 いよ氏
 臺東区竹町幼稚園長 鎌田 志ん氏
 武蔵野市樫の突幼稚園長 榎葉 勇氏
 杉並区阿佐ヶ谷幼稚園長 高崎 能樹氏
 文京区竹早付属小学校主事 中川 武夫氏
 中野区江古田小学校長 中野 義見氏
 杉並区杉並第五小学校長 武藤光太郎氏
 品川区翠美幼稚園長 内山 憲尙氏

千代田区永田町小学校長 山内 俊次氏
 中央区常盤小学校長 山極 武利氏
 臺東区清島幼稚園長 松石 治氏
 中央区城東小学校長 小林 操氏
 杉並区日本大学幼稚園長 小林 伸子氏
 中野区感応幼稚園長 青柳義智代氏
 中央区京橋昭和小学校長 齋藤 英夫氏
 荒川区日暮里小学校長 佐々木良治氏

御回答をお願いした問題

- 一、アメリカ教育使節団の勧告中「将来幼稚園を小学校の一部として」設置する件
 1、その可否、理由、2、可とする場合、その要件
- 二、現在の幼稚園教育に対する批判と要望

- 三、幼稚園保育修了児に対する小学校として望ましい受入方
 四、小学校と幼稚園との相互の理解を一層近密にするための実際的方法

回

答

(ハロ)

武蔵野市榎の実幼稚園長

樞葉 勇

一、否

幼稚園が小学校の一部として設置されることは、幼稚園が学校としての系列の中に整備され、理想的の形態のように一応考えられるのであるが、そうすることは決して幼稚園教育の発達を促すものでなく、むしろその反対の結果を招来するのではないかと憂慮される。

成程幼稚園も学校教育法に基いて設置運営されているのであるが、単なる小学校教育の下への延長ではない。幼稚園は学校の系列にありながら、小学校とはちがつた存在の使命がある。即ち幼稚園は小学校に送る健全な苗の育成所で、苗圃として格別の注意を要する。勿論小学校に附設されても教育者の努力によつて、ある程度特別な注意を加え得るであろうが、寧ろ上らかな

困難なことである。

幼稚園は学校であるとともに、半ば家庭である。家庭から学校への一足飛びの急激の変化を幼稚園によつて緩和される。したがつて幼稚園には家庭的環境雰囲気がある。幼稚園が、果してこの環境雰囲気をもつことが出来るであろうか。殊に僅かな例を除いて現在のように、校舎の一部を園舎としてそのまま、使用しているような場合には尙更である。しかし、それは決して幼稚園を孤立化しようというのでは毛頭ない。又小学校教育の就学年令を低下させるといふなら問題は自ら別である。

二、

学校教育法によつて生れ代つてから未だ日も浅いためであるが、幼稚園教育の前途には幾多の問題が山積しているように思われるが、今こゝでその二三を挙げて見た。現在幼稚園の過半数が私立であり、私のも亦一私立幼稚園長であるから、その立場からの要望である。

イ、設置基準と無認可幼稚園

法令上一応幼稚園が認められているけれども、指導面に於ても経営面に於ても未だ

生み放しの感なきを得ない。だから設置基準すら未決定の状態であるが、速かに適正な設置基準が設定されることが望ましい。その際無認可園に対する処置も充分考慮されるべきである。現在では無認可幼稚園はそのままに放置されているから、できるだけ認可を受けるよう指導して貰いたいものである。

ロ、適正配置

全国的に幼稚園数は多いとはいえない。したがつてもつとも増設されることが望まれる。しかし一方では園が多きに過ぎて互に悩んでいる地域もある。だから今後の新設には偏在を避けて適正に配置され、多くの幼児が幼稚園教育を受ける機会を与えらるべきであるとともに、いづれの園もその維持経営に、憂なからしめたいものである。特に今後公立幼稚園設置の場合には既設園の位置を充分考慮されたいものである。

ハ、對保育園問題

幼稚園の適正配置は同時に對保育園問題

を解決しないでは完璧を期し得ない。現に幼稚園と保育園とが、垣根一つで隣合つて好ましからぬ磨擦を起しているところが無いでもない。

對保育園問題については、第十二国会の衆院文部委員会に於て若林委員によつて採上げられたことは喜びに堪えないが、若林委員の質問に対する文部省初等中等教育局長の解答によつても問題の解決は今後に残されている。

幼稚園と保育園はそれぞれその使命と限界を異にしている筈であるが、現状は収容される幼児も、教育の内容も殆ど差別のない状態である。保育園といえども、幼児の教育面を無視してよい道理はないから、両者が幼児の教育の場として一本化されることが切望されるが、それが不可能ならば、両者の立場をもつと明確化して両者各々の使命を達成するよう適切な処置がほしいものである。

二、経済的助成を

教育は結局人であるが、幼稚園特に私立幼稚園では優良な教員を得ることがむづかしく、又せつかくの教員も永續性がないと

いうことが大きな悩みの一つである。

その原因は大部分の教員が女性であるため、結婚その他の家庭事情によることが多いが、他の一つの理由は待遇の低いことを挙げ得るであろう。更にその原因は幼稚園の経営が極めて困難な状態にあるためと考えられる。ところで授業料を無制限に値上げすることが出来ない。否もつと保護者の負担を軽くして多かつた幼児を入园させたいものである。

そのためには幼稚園の設立経営に對し適當な経済的援助を考慮して貰いたいものである。尤も既に経済的助成が実施されているが、その額は極めて僅少であり、それも、学校法人以外は恩典に浴しないのである。これが法人外幼稚園にも均霑され、更にもつともつと増額され、ある程度の研究費にも恵まれるようになれば、幼稚園教育は一般の進歩を示すにちがいない。

三、

今日では小学校側で、幼稚園修了児に對し殆ど何等の考慮が払われていないのであるまいか。しかも幼稚園修了児はおませ

であるとか、落ち着きがないとかの批難をよく耳にする。これは幼稚園の教育が正しく行われなかつたことに對する批判として我々は深く反省しなければならぬが、学校側では幼稚園教育を受けた児童として一応の考慮を煩わしたい。幼稚園からの指導要録には注意を払つていたゞきたいが、それが先入主となつて児童を偏つた目で見ないように切望したい。

四、

現在でも運動会学芸會等に幼稚園が小学校に参加することが多いが、これは一層盛んにしたいものである。

幼稚園が義務教育ではないし、幼稚園の教育が特殊なものであるから、小学校の一年の受持が二年の受持となるように、簡単な人事の交流は出来ないが、次の方法で両者の理解を深め關係を密にすることが出来ると思う。

- 1、相互參觀
- 2、協同研究会の開催
- 3、合同展覧會
- 4、幼稚園修了の小学校児童の協同調査

幼児の教育雑誌と小学教育雑誌が、幼稚園と小学校相互の理解を密にするため両者の座談会、研究会等をしばしば採上げてくれることを切望する。

文京区竹早付属小学校主事

中川 武夫

一 20057

1、将来幼稚園を小学校の一部として設置することは、我が国教育の現状から考えて適切であると思われる。

幼稚園教育の必要性については今更いまでもないが、我が国の現状においては、それは小学校教育にくらべて著るしく普及していない。これには種々の理由があるであろうが、経済的な理由がその最も根本的な一つと考えられる。此の点から考えて幼稚園を小学校の一部として設置することになれば、独立的に設置するよりも好都合であり、従つて幼稚園教育を普及して幼児教育を徹底させる上に効果をもたらすことができる。

教育は幼児、児童の発達の助成であり、生活の指導であつて、不断に連続的なものでなければならぬ。しかるに我が国の現状においては、幼稚園の教育と小学校のそれとは互に分離して、教育の効果を期待する上に妨げとなつてゐる。幼稚園を小学校の一部とすることによつて、自然に両者の連繫を保つことが容易となり、両者の教育の効果を確実にすることができる。

2、そのためには、小学校の一部に幼稚園に必要な施設、設備をととのえ、小学校と一連の教育計画を立てなければならぬことはいうまでもないが、とりわけ、幼稚園の教員の資質を高め、小学校教員と同程度にする必要がある。又小学校の教員も、幼稚園教育について理解と技術を身につけるようにならなければならない。そして幼稚園、小学校一時に低学年一の区別なく、担任することができるようになることが要求せられる。

一 20057

一般的にいつて、現在の幼稚園教育は、消極的である。一層普及徹底させる必要が

ある。

1、幼稚園の設置数、園児数も現況においては比較的少なく、施設、設備も充分でない。

2、教員の資質も、一般に低いようである。将来においては教員養成制度の充実によつて、大学の課程を履修した教員を多くするとともに、現職教育を積極的に実施することによつて、教員の資質向上をはからなければならない。

3、幼稚園教育の研究においても消極的である。教育学者も教育の実際家も積極的に此の方面の研究を進めることが少なく、他の教育の領域に比して余りにも伝統的無批判的であつたように思われる。理論的にも實際的にも一層積極的な研究が期待される。

(イ) 幼児の研究、特に具体的、科学的に個々の幼児を理解し、適切なる指導を与えることが充分に行われていない。

(ロ) 教育課程の研究、改善においても、積極的な研究が不足している。幼児の研究に基いて、その必要を充分にみたし、教育の効果を完全に期待することの

できる教育課程を履修させるよう工夫しなければならない。

(ハ) 学習指導の方法についても積極的な研究が乏しい。幼児の心身の発達に即して、その教育目標を達成する上に最も効果的な方法を考えなければならぬ。徒らに保護的、世話やきのであることが幼稚園であるとはいえない。

(ニ) 教育の具体的な目標を立て、これを基準として評価し、教育の改善をはかることは、能率的な教育を進める上に重要であることは、いうまでもない。これらの点においても十分な研究と実践がつまれていたとはいえない。

(ホ) 幼稚園の教育は小学校の前段階として、自然にこれに連続する教育であるというよりは、むしろこれと分離した教育であるかの如き観を呈していた。幼稚園教育の特殊性に強調点がおかれ過ぎて、小学校との一貫性が忘れられていたようである。子供の発達は決して中断されてはならないことはいうまでもない。

三つとして

幼稚園終了児に対しては、幼稚園の教育に自然につながる小学校教育を計画し、無理なく、効果的に教育が進められるようにしなければならない。そのためには、

- 1、幼稚園の担任教員と連絡を緊密にし、小学校教育開始前に個々の児童について、できる限り理解を深め、又児童の受けて来た幼稚園の教育について正しい認識をもたなければならない。

- 2、幼稚園の指導要録、其の他児童理解に必要な資料を継承し、これらについて充分に研究しておく必要がある。

- 3、幼稚園の教育課程を具体的に調査し個々の幼稚園修了児の学習した課程を理解して置くのがよい。

- 4、小学校の教育課程の構成に際して、幼稚園のそれとの連絡を充分に考慮する必要がある。

- 5、指導の方法においても、著るしい飛躍のないように注意しなければならない。

- 6、学級編制に際しても、幼稚園終了児に対して、特別に考慮すべき点があるかどうかを考えてみる必要がある。

要するに従来のように、小学校に入学し

て始めて教育が開始されるというような考え方でなく、幼稚園の教育が発展して、自然に小学校教育となるよう、工夫しなければならない。

四について

小学校、幼稚園との相互の理解を深めるためには、

- 1、小学校に幼稚園を附設したり、併設したりして、相互に近づく機会を多くするようにする。

- 2、小学校及び幼稚園の教員の資質を同程度にするとともに、両者の待遇も同等にすることによつて人事交流が可能となるようにする。

- 3、両者が合同して、研究団体やその他の組織をつくり、研究会等を活発に行うようにする。

- 4、現職教育等によつて、互に他を理解することの必要を認識し、積極的に相互の理解を深めるよう努力する。
等が要求せられるであらう。

杉並区杉並第五小学校長

武藤光太郎

一 について

1、私は設置を可とするものである。

ここで将来とゆう言葉は、何日頃を予期したか？ 私は戦後の小学校教育がある程度整備された時期を想定しているものと考へる。とすれば、所謂六三制も混迷期を脱して、大体に於いて落付を見せて来た今日に於ては、幼稚園設置は取上げらるべきであると思う。即ち将来とゆう時期が来たものと思へる。又幼稚園を小学校の一部としてとゆう言葉の内容には、小規模でもよいから、成る可く早く設置されることが望ましいとゆう意図が含まれて居ると判断する。従つて勧告に忠実な当局であるならば、二十七年度あたりには全国の小学校に幼稚園を設置する法案を議会に提案するのが当然であると思ふ。

私はこの勧告の有無に拘らず教育本来の使命から、戦前より幼稚園は小学校内に設

置すべきものであるとゆう主張を続けて来た一人である。斯様な見地から新制中学を義務制にする際に於ても、中学を義務制にするより、幼稚園を義務化する方がより先決的な問題であると、その筋にも識者にも訴えて見たが実現されず、今日に至つたのだが、今になつて新制中学を二年制にするとか、中学を義務制にした為に、市町村が財政難に陥つたとか、農漁村の中学校の出席率が悪いとか、教師に人を得ないで済んで居るとか、数々の問題も起らないで済んだらうと残念にも思うが、何れにしても小学校に幼稚園を設けることには双手を挙げて賛成したい。

理由としては

- (1) 「三つ子の魂百までも」とゆう常識が真理を語つてゐること。
- (2) 発育の速度の早い中に基礎を築くことが出来る。
- (3) 健康生活のよい習慣をつけ易い。
- (4) 調和のとれた発育を促進し易い。
- (5) 求知心の旺盛な時期を空費させずにすむ。
- (6) 情操教育は夢(想像の世界)の多い

時代が大切である。

- (7) 集団意識や、社会性の出鼻に適切な指導が出来る。
- (8) 自己意識をありのままに表現する時代であるから、採長補短が容易である
- (9) 家庭との連絡が、幼稚園は密接であるから一般家庭の文化啓蒙となり、従つて子供の育成に効果が多い。
- (10) 身体的にも、精神的にも、早期に長短を知ることが出来、矯正も容易である。

尚ほ挙げ来れば幾つもあると思うが要は植物でも本肥が大切で、本肥を充分与えておけば後は軽い追肥で充分に伸び肥とるので、人間の生長も之れと同じである。その大切な期間を放漫に過ぎざすことは国家的に大損失である。

2、そこで当面の要件としては

- (1) 急速に設置促進の運動を、全国的に展開すること。
- (2) 設置の必要性を指導層に知らしむること。
- (3) 全国教職員組合の協力を求めること
- (4) 現職幼稚園関係者が一致団結して、

世論作興の推進力となること。

(5)現在の幼稚園教育の内容を大衆向に転換すること。

(6)差当つて幼稚園教諭養成機関の拡大強化をその筋に陳情すること。

(7)現在幼稚園(公私立)に於いて夏季や冬季の休み、放課後などを托児所の運営に解放すること。

(8)現在の幼稚園教育を一般向にするこ
と。(特殊な家庭の子女収容の傾むきを漸次改める)

二二〇五七

よく研究もしていないので批判する段階の資料もないが、幼稚園の必要性を最も切実に感じているものは現在その教育に當つてはいる経営者と教員であると思う。従つて皆さんが先ず立ち上がつて、幼稚園の増設や義務化に努力すべきである。少なくとも幼稚園不振の責は、今迄の経営者や幼稚園に關係した職員や、現職員が負わねばなるまい。更に声を大にして訴えたい点は、幼稚園に入園させたいと思う幼児が入園出来ず小学校に入学する前の貴重な二年間を漫

然と遊び暮すことは父兄にとつても教育の立場からも見のがせない問題である。私は幼稚園では健康教育と情操教育を主軸として教育設計を樹立し、知能や技術面は協同的な図工や作業や聴視的な映画や紙芝居や放送、幻燈、童話等で充分に取り入れることが出来るし、社会性の育成も同時に達せられるのではないかと思つてゐる。特に都市の母親は知的に走つて、成果を間近に求め、それ引ずられる傾向があるから教員は直接の指導面には、細かく、具体的に指導も、研究も、なさつてゐるが、経営や施設等になると一切園長委せのようであるが、この点は今後の先生として研究努力の余地があると思う。例えば遊びの指導は、運動場の面積や、運動用具や、遊戯に関する玩具の種類等と切り離すことが出来ないから経営者と一体になつて、設備備品等の充実と、能率的な使用方法を研究されたらと考へる。次に地域社会の調査やテストなども科学的に研究されては来たが、之を實際指導の場に応用し活用する点になると未だ

充分でないように思われる。

三についで

小学校に幼稚園が併設してあると、幼稚園の先生と小学校の先生が普段に打合せも出来るし、相互に授業も參觀仕合うことも氣易く出来るので受入態勢もスムーズに行なわれ、校長を兼ねている關係から経営方針も施設も万事好都合であるけれど、全然切り離された教育の場では、小学校側では一と通り幼稚園の教育方針や学級の組織や学級内のグループの活動や、指導技術や、時間配当、施設備品の状況から、出来るならば先生の人となりに至るまで知つて、幼稚園で折角努力した指導の成果を無駄のないように用意して受入たい。特に幼児の観察や調査などの貴重な記録は充分に小学校で活用したいと思う。学習でも幼稚園は未分化ではあるが、身体的に、知能的に、情緒的に、学習上の欠陥や長所などの記録を是非引継ぎたい。その他特種な家庭事情や異常児の取扱いなど、入学前に是非幼稚園の先生から詳細に伺つて置きたい。要是小学校側として幼稚園の教育を十二分に生か

すための受入態勢を整え、幼稚園では成るべく幼稚園の教育実態を知らして貰うような資料を整備し、提供して下さるよう用意されるならば、好ましい受入が出来ると思われる。

四つひしつ

児童福祉法や児童憲章等の設定によつて国家が幼児や児童の幸福のために一段と力こぶを入れて下さつた際、われわれその任に当る者は子供に対する認識を新たにして子供の生活を楽しく、より安定した立場にするために彼等の生活実態を掴んで、より豊かな、より健康な、遊びや、学習指導を切り開いて理解を深め、愛情と熱意を傾倒し、他面一般社会人に子供達の福祉を増大するための理解と協力と啓蒙運動を積極的に行う必要がある。こうした見地から小学校と幼稚園は今までより一層近密な連絡をして一貫した指導精神で行きたいものである。それには相互に次のような事項に努力しなければならない。

1、下学年担任と幼稚園の先生との研究組織を持つこと。

2、双方の研究会に案内仕合うこと。
3、双方の行事に参加し合うこと。
4、同一問題に就いての講演会、研究会を持つこと。
5、双方に通学する子供の父兄会を持つこと。

6、地域社会の実情を協同して調査すること。
7、校外指導を協同で一貫した方案で行うこと。

8、幼稚園からの累加記録を作り上げること。

差当りこうした事柄によつて、お互に接触する機会を持つて相互に理解を深めることが近密への開道になると思うので、私も通学区域内の幼稚園の園長さんや先生方にお願ひしたと思つてゐる。

品川区聖美幼稚園長

内山 憲尙

一 つ つては——

「将来幼稚園を小学校の一部とする」こと

に対しては、幼稚園を現在のまゝで、公立小学校の校内に附設するだけのことであるならば、全く無意味なことで六三制さえ完全な域まで達して居らず、校舎の狭小、教室の不足、教諭数が足りない現状に於て反対であります。

義務教育の年齢を一年下げと云うことなら話は別です。この点を明確にしなければこの問題は正しく解決を与えることは出来ないと思ひます。

義務教育の年齢を一年下げるとは理想としては結構と考えられますが、我が国の現状に於て果して實現の可能性があるでしょうか。これの実施に當つてはよほどの研究が必要であると考えます。

二 つ つては——

現在の幼稚園教育の型を大きく二つに分けて考えられると思う。一つは、なんでもかんでも新しいもの——特にアメリカの模倣——を追つて、それを新時代の正しい保育であると考へているもので、も一つは、相変らず、昔のまゝの形式による保育をしているものであります。

前者の、何んでもアメリカの通りにやることを以て一番正しいと考えるやり方は、保育には個性を尊重し、幼児を自由に、充分に生活させる点に於てはすぐれているでしょうが「ぬり絵はあちら（アメリカ）でやらないから絶体にいけません」「折紙はあちらでやらないからやつてはいけません」とすべてアメリカの模倣を以て日本の子供に押しつけようとするところに考えなければならぬ点があると思います。

後者はあまりにも今日までの保育になれ切つて墮性で、いつまでもイージーゴーイングなやり方で押し通そうと云うのでありまして、自由遊びと云えば、幼児を園庭にすて、置いて時間が来たら、毎日同じ時刻にベルや鐘をならして一斉に号令のまゝに従わせようとするやり方です。童謡遊戯は保育の中心となつて、先生方は遊戯の講習で仕入れたものを、そのまゝ、幼児に伝授し教諭の思ふ通りに幼児をしばつてしまふやり方であります。

以上は両極端であるかも知れませんが、たしかに、こんな型があることは事実であります。

私は現在の幼稚園教育に二つのものを望みます。一つは幼稚園教育目標の正しい把握であり、今一つは幼稚園教育の創造性と幼児の創造力の育成であります。

今日多くの幼稚園は目標を持つて居りましょうか。多くの先生方は目標を立てて居りましょうか。

アメリカに敗けたからと云つて、アメリカの通りにやらなければならないことはないでしょう。一組二十五名か三十名の幼児に二人の先生がついてゐると、四十名に一人の先生しかついてゐないのでは根本的な開きがあるのであります。

しかも、日本国民を育成することが究極の目的になつてゐるのでありますから、そこには日本の保育が在らねばならないでしょう。「日本の保育」などと申しますと、なんだか封建的な古くさい、軍国的色彩があるように考えられるかも知れませんが、決してそうではありません。教育基本法にも「国民の育成」が教育の目標であると明言しています。国民とは、どこの国民でしょうか。ロシアの国民を作るのではありません。アメリカの国民を作るのでもありません。

せん。即ち日本国民を作ることに外ならないのであります。

この目標が明確に樹立出来たら、その目標に向つて幼児教育の道を進めて行くのであります。

今日まで日本人に欠けていたのは、自分で自分を見出すことでした。模倣の上手な国民でありましたが、創意性を欠いていた国民でありました。

今後の幼稚園教育の在り方は常に創意に満ち活気に満ちたものであることが必要であると共に、幼児たちが創造の力を以て自己を発見し、自己を作り出して行く力を与えてやる教育でなければならぬと思ひます。

三については――

小学校の先生方も最近、幼稚園教育に自分の御理解を持つて来ていた、きました。まだ沢山の先生の中には幼稚園教育を真に理解されていない方もあります。

中には幼稚園から来た児童は、あまり馴れなれしすぎることから、自分より先に集団教育が施されてゐると云うことに対して

一種の反感を持つ方もあるとのことです。もつと幼児の教育に理解を持つていただきたいと考えます。

四のつては——

幼稚園の園長や先生方が、小学校教育を理解し、いろいろな事のあるたびに小学校へ出かけて行つて、校長や諸先生と意思の交流をして置くこと、私の園では毎年二月末に、園児の入学する小学校の校長先生や一年生受持ちの先生方に來園いたゞいて、保育の実際を見ていたゞき、終つて懇談協議会を開きます。

幼稚園の修了式に小学校校長や先生方の参加を願うことや、小学校の運動会に幼児を参加させていたゞいて遊戯や運動をやらせて貰うことなどもよいことです。

要は理論ではなく、幼稚園と小学校とが互に仲よく理解し合い、信頼し合い、助け合へ行くことより外にはありません。あらゆる機会を捉えてこれの實踐に役立た、める様に努めることです。

台東区清島幼稚園長

松石 治

一

1、幼稚園を小学校の一部として設置する事は妥当であると思います。学校教育の一環として当然幼児期の教育は専門家に托すべきで、殊に低学年と幼稚園は密接不離な関連を保たなければならぬ故に小学校の一部として設置される事は好ましいことと思ひます。

2、幼稚園は従来の小学校の施設では適当ではありません。幼児期に適した生活環境を整備し、幼児心身の育成に設立つ施設を必ず備えなければ完全な教育は望めないと思ひます。又教員は幼稚園教育に理解を持つ明朗快活な人物であると同時に、常に小学校教育との連繫を考える有能の人でありたいと思ひます。

二

現在の幼稚園教育は戦後新教育思潮の影響を受け進歩しつゝありますが、幼稚園の

施設は不備な所が多く、戦前に比して誠に遺憾の点が多いのであります。加うるに園児の人員超過、財政困難、教諭不足等から幼稚園教育は實質的に低下せざるを得ない状況も見られます。又幼稚園と保育所との使命が一般人に理解されないために起る種々の問題等も、当事者の正しい使命観により解決しなければならぬと思ひます。人口の増加により幼稚園の増設は目下の急務であります。費用の点で行き詰る事が多いのでありますから、幼稚園費の国庫負担を急速に實現され、学校教育法の主旨に遵ひ、正しく明るい教育を實施しなければならぬと思ひます。

三

- 1、幼稚園修了児を一組とするかグループとして取扱つてもらひ度い。
- 2、幼稚園教諭の経験を持つ教師を一年生の担任してもらひ度い。
- 3、幼稚園教育を充分研究した上で次の段階の指導をしてほしい。

四

- 1、幼稚園と小学校の教員が話し合う機会を多く作る。
- 2、幼稚園と小学校各々に行事のある毎に招き合つて共に楽しみ、研究し合う様にする。
- 3、交互に参観して意見を交換する。
- 4、指導要録を持参して担任教師に委しく報告し、今後の指導を懇請する。
- 5、父兄と入学校の職員との懇談会を開く。

中央区城東小学校長

小林 操

「将来幼稚園を小学校の一部として設置」することが、アメリカ教育使節団によつて勧告せられた。まことに日本の現状に即して、就学前幼児教育の普及を考慮して誠に適切な勧告である。幼稚園は独立園舎で経営するがよいか、小学校併設で経営するがよいかについてはいろいろ問題があろうし小学校の一部としての「一部」の意味にも多少はつきりしない点があるが、日本の現状では、幼稚園教育を受けたいと思う幼児

をすべて収容してやれるだけの幼稚園の施設をすることが先決問題である。それには小学校の一部として設置することが、實際的であり、近道であると思われる。勿論二部授業や中学校の教室不足の問題もあるがまず一教室でも余剰のある小学校から幼稚園を設置して行けば、過渡的な処置としては最も当を得たものと思う。一方では段々にこれを整備して行けば、やがて学校教育体系中の幼稚園教育が推進せられることになる。それについては国家が幼稚園設置に要する費用のどれだけかを負担し、設置奨励に積極的態度をとることの必要はいうまでもない。

現在の幼稚園には明確にさせなくてはならぬいろいろの問題がある。しかもいろいろの問題はすべて連関をもつているので、一つだけを取り出して考えるわけにはいかない。「現在の幼稚園教育に対する批判や要望」にしても、これは直ぐに施設や、経費や人的条件や、はては制度の問題にまで発展していくことになる。この問題については限られた紙数では十分考えられないの

で省略する。

「幼稚園保育の修了児を小学校はどんな受け入れ方をしたらよいか」幼稚園教育を希望するもの、ほんの僅かしか収容できない現状と、更には就学前に幼稚園教育を希望する家庭が少い今日においては、小学校に入學する子供も大部分は家庭から直接小学校に入學するのであつて、幼稚園を修了すれば極めて小教にすぎない。こゝに幼稚園修了児を受け入れる小学校側の苦心がある同時に幼稚園側から小学校に対する受け入れ方の要望が生れて来るのである。

この問題は「小学校と幼稚園との相互の理解を一層緊密にする」ことの中に包含されると思う。したがつて問題は「小学校と幼稚園との連絡提携をどうしたらよいか」ということになつて来る。

このことについてはいつの時代にも重要な問題として関心をもちたれて来たのであつたが、實際にこの問題と取り組んで研究されることが極めて少なかつた。戦後教育制度の改革と教育全般の新しい出発に伴つて

漸く関心が向けられる気配になつては来たが、実際には殆ど研究が進められていない状態である。

幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校というようにそれぞれそのつながりが必ずしもうまく行つていないという事は新しい教育制度の現段階における欠点の一つであり、今後の研究にまつべき重要な問題ではないだろうか。

小学校と幼稚園とのつながりについてよく耳にしたことは、小学校側からは「幼稚園から来た子供は落ちつきがなく、でしゃばり屋が多くさわがしくて、手古摺つてしまふ」という声であり、幼稚園側からは「小学校の一年担任の先生は幼稚園の保育を生かして指導してくれないから、入学当初に学校の生活にあいてしまふ」といつたような声であつた。併し今日ではこうした考え方は次第にうすれて来つゝあるように思われて誠に喜ばしい。

併しまだまだ問題は沢山残され、研究を要する部面が多い。

私はまず幼稚園と小学校の一、二年は心身発達段階から考えて一つのグループと

考え、この考えに立却して教育計画を立てられなくてはならぬものと思う。この計画によつて幼稚園なり小学第一、二年なりの指導が行われていけば連絡の問題は自然に解決されるものと思う。たゞ今日では小学校に入学する児童のうち、幼稚園の保育を修了したものが余りにも少いので実際問題とするといろいろの困難が伴うのである。アメリカのある地方のカリキュラムを見ると幼稚園と小学校とは必ず一貫した計画を立てられている。わが国でも小学校の改訂指導要領には各料とも幼稚園のことが考慮せられているが、幼稚園と小学校一、二年とを一つのグループと考えるならば当然そうなければならぬと思う。東京都の幼年教育研究会が組織せられたのも、その点にねらつてのことで、今後の研究を大いに期待している。

基本的な考え方は前述のようであるが、現実の実際問題としては、なかなか簡単に取扱えない事柄が多い。それには幼稚園の先生と小学校一年の担任の先生とがまず親密な連絡を常に取つて行くことがだいじ

である。このことは誰でも分つてゐることであつて、案外実際には行われていないと思う。この点は現制度の現在の状況ではどうしても重要な事であつて、幼稚園の先生は小学校一、二年の様子を實際に観てその取扱ひなり指導なりを理解しなくてはならない。と同時に小学校の一、二年担任の先生には是非幼稚園の保育の實際を觀て低学年の取扱ひなり指導なりの計画をたて実践することがだいじである。

この問題については物的な面からも人的な面からも将来の考究と改善にまつべきものがたくさんあると思うが、取あえずは、小学校低学年担任の先生と幼稚園の先生との共同研究、連絡協議会、交換見学等を時々開催して両者の理解を深め個性を生かした指導が続けられるように運営することが急務であると思う。そうしている間に一方でこの両者に関連する問題を解決するよう努力したいと思う。

杉並区日本大学幼稚園長

小林 伸子

120517

第二回米國教育視察団が残した勧告中將來幼稚園を公立小学校の一部として設置するようにとのことであるが、その勧告の趣旨を詳知しないけれど、私見としては反対の立場に立たざるを得ない。

米國の小学校はいざ知らず、我が日本の公立小学校は、概ね一校に多数の生徒を收容し、その数千名の中に幼児を入れることは、心理的に見る時余りに刺戟が強すぎて疲労が甚しく、教育効果に於て寧ろマイナスになると思われる。

よし保育室が独立した室であつても、全体としての刺戟から免れ得ようとは思われない。

實際的に幼稚園は家庭の教育の延長であるから、教師に一層の愛情を必要とする。従つて多数の幼児を收容されたのでは、愛情どころか、教師の疲労から来る不自然な

感化の方が心配になる。故に公立小学校に簡単に幼稚園を附設することは考えものと思われる。

120517

現在の吾が國の幼稚園教育の最大のそして根本的な欠陥は、明確な幼児観を持つていないことではないでしょうか。幼稚園教育者が概して保育技術にのみ捕われ勝ちであることによるかと思ひます。

保育技術という方法論に赴く前に、幼児の本質を把握することに努むべきではないでしょうか。只に幼児の心理を理解するだけでなく、幼児の人格を正しく認識することから出発すべきでありましょう。

フレイベルが幼児を神の子と認識されたように、その人格の価値評価が出发点とならなければいけないと思ひます。

幼児観が曖昧である為か、自身の内心に満足出来ないためであろうか、絶えず新教育方法論に捕われている。新教育方法論は數年に一ツ二ツが唱導せられ、やがて又新方法論にもつて代られているが、新しい方法が必ずしも価値あるものとは限らない。

斯る不確実な方法を以て貴重な人格の教育に当るといふことは、大いに反省すべきことではないでしょうか。

次に衛生施設、養護施設の不備である。年齢に達するまでの幼児期が最も養護を要する時期であることは申すまでもないことである。抵抗力のかよわい幼児を、その芽をはぐみ育てると同時に健全な身体を作り上げねばならぬことです。その為には種々の衛生施設が望ましい。尙現在吾が國に於ては幼稚園は再開及び新設の普及期にある。従つてその形態に於ても内容に於ても、充分ならざるものがあるのも止むを得まい。斯う言う時代の事情を考慮に入れて、その内容改善を計り、よりよく多数普及させるよう御指導を切望する。

120517

四月新学期一年の入学生は現在のところではまだ、幼稚園を通じてゆく児童は少數であるために、教師は直接家庭よりの児童を中心として取扱われるので、幼稚園で団体訓練を受け教師の言葉を受け入れる態度の出来ている幼稚園からの児童は積極的

に動き親しんでゆくから取扱いに、とかくの批判を受けることもあるようであるが、どうか個性本位の教育に基いてよく理解して頂きたい。今年から幼稚園終了児はその指導要録を持つて進学することになっているから、それを活用して幼稚園教育を引つづいて伸ばして頂きたいと思う。

四つ〇しつ

現在に於てはしばしば両者の連絡会、見学研究会等を相互に開くことが實際的であろうかと思う。附属とか公立附設の幼稚園は小学校との連絡が充分と思われるが、しかざる幼稚園は小学校との連絡があまりにも隔絶しているのではありますまいか。こうした連絡の機会を作るように互に努力すべきだと思ふ。

中野区感応幼稚園長

青柳義智代

アメリカ教育使節団の「幼稚園を小学校の一部として設置する」と云う勧告に対し、小学校側も全面的に賛成されて、その実

現に協力されると聞いている。永く幼稚園教育に携つて来た者にとつて、さうした小学校側の幼児教育に対する理解と協力に對して、先ず敬意を表するものである。

なぜならば、かつて幼稚園の教育の成果を最も認めなかつたのが、その小学校側であつたからである。幼稚園出身児童は「出しゃばりだ、新入生として学習に興味を持たない」等々。主として悪い面だけを列挙して、全く好意を持つて貰えなかつたものだ。ところが教育傾向の変化とは云いながら、今度幼稚園を小学校の一部として設置することに全面的に賛成し、協力される小学校側の態度の変化に對して、その移り変りの激しさを痛切に感じさせられている。

さて、アメリカ使節団の勧告は、小学校側と共に、文部省に於ても全面的に賛同されているようである。先般来そのため、小学校に幼稚園を設置する計画を立案されて、園庫から助成の裏付けを以つて実行の運びに至つている模様である。即ち、予算が得られるならば直ちに、勧告に従つて小学校の一部としての幼稚園がどしどし設置され

て行くものと考えてよい。

ところで、幼稚園を小学校の一部として直ちに設置して行くことは、適當か、どうか、と云うことであるが、幼児教育の將來を考える理想計画としては、万人先ず異論はないと思う。例えば、小学校の隣接地に園舎も、また運動場も、幼稚園としての専用の施設が備えられて、誰れが見ても小学校とは違つた独立した幼児教育施設としての幼稚園が、各々小学校に一部として設置されるならば、誠に望ましいことである。しかし小学校の教室が一部余つたから、若しくは空けることにして、そのまゝを幼稚園とする、又、運動場も小学校と共用して、児童と幼児と時間交替制で利用することに、たゞ間に合せに幼稚園を小学校の一部として増設するだけを主眼にする施策は絶対反対である。殊に教育計画には周到な用意があると思う。六三制の実施にはそれを欠いたために、どんなに困難してきたか、今以つて幾多の問題を残していることも解る。幼稚園教育の現状をみて幼稚園の増設計画より先ずすべきことは、教

員の養成ではなからうか。免許法に定められたその専門コースをもつ国立大学はどこにあるだろうか。全く考えられていない。

幼稚園教員の必要数の大半は各種学校である一年制に委ねている現状である。或は、小学校教員でも、幼稚園教員が出来るからと云うような安易な考え方であるならば、園数ばかり殖えても、実質的には幼稚園の低下となると思う。またおい／＼あとで専門の養成を考えると云うならば、その計画は国の教育計画としては極め杜撰なものと言わなければならないだろう。

その勧告は国の将来の教育計画として誠に結構。但し、その実現のためには、日本の幼稚園教育の実情に即して、周到な計画に従いその実行に際しては、順序と段階のあることを進言するものである。そして名実共に幼稚園が小学校の一部になり下るようなことのないことを祈っている。

荒川区日暮里小学校長

佐々木良治

一七〇五七

1、可と思います。

理由

小学校に入学する前の一二年即ち満四五才の幼児は漸く親の傍から離れて近所の幼児達とあそぶ様になるが、之等の幼児は教育的には放置され勝ちである。それは親の方に教育の力がなく、「どう指導してよいか判らない」と言うこともあり、相手になっているひまがない。という親の生活の実状からも来ている。

この様な幼児の時代は身体の発育を十分に考慮し乍ら、緩かな枠の中に幼児を置く様な、教育が必要だと思つので幼稚園教育は、幼児の全部に施されることを必要と思つ。

2、設置の要件

右の様に幼稚園の教育は必要であり、且小学校の学区域が幼稚園の学区域と一致することが望ましいから、小学校の一部として幼稚園を設置することが可いと思つのである。

何故ならば教育はその地域性を生かして

行ふことが大切で、他地区の幼稚園で保育を受けた幼児を収容するよりも同地区の然も同校内で保育された幼児を収容する方がよいわけである。

二七〇五八

私は幼稚園教育に対する見解が狭いので片面的な見方であるかも知れないが。

1、幼稚園教育も教育である以上、指導する側に計画がたち、その実践に当つてはその方向にもつて行かなくてはならないものと思つが、実際には個々の幼児の個々の御機嫌とりに労力と時間をとられて、計画はあるかも知れないが、それを実行しかねているかに見える場面をよく見受ける。個性に依つてよく面倒を見てやることは良いことだ。併し全体を何所にもつて行くかも大切な目的であるとすれば、此の二つがよく按配されないと、特定な幼児の御機嫌とりに墮してしまふ恐れなしとしない。要之幼稚園と雖も団体的な生活訓練に早く引入れる努力をすべきであると思つ。つまり団体的訓練、之れを広くいえば一般に躰に入つてもつと高度の要求をしてよいのではな

いかと思う。

又そうでなくてよいなら幼稚園教育は特定人の特殊教育の様になつて、小学校に屬する国民の教育としては極めて意義の淺いものとなる。而して右のことは、幼児を好ましい環境の中に置いてその個性を氣持よく伸展させることを嘗うことを意味するのではないことを附加える。

三つゝ

1、現在我校の段階では新一年に就学する児童の約二〇—三〇%が幼稚園修了児で数ヶ月間彼等は一樣にクラス内のリーダー格であり模範児である。そこで新一年には之等幼稚園修了児を適當に接配して編入することが能率をあげるに都合がよい。

2、私は將來の日本教育に、小学校はその一部として幼稚園を設置した方がよいと考えるので、その様な眺には小学校の一年各級共、躰の面で骨を折ることが余程省かれて、意図する課程がよりよく消化出来、事実上義務教育年限延長と同一結果を生むこととなるであらう。偉大なる教育上の大収穫を得る結果となる。

四つゝ

1、幼稚園教諭と小学校一年担任教諭を会員とする研究懇談会を設ける。

但之れは往々にして小学校側に於いて熱意を欠くきらいがあるので、公立に於いてはその過渡的措置として、都又は区の指導

主事又は教育主事を主催者とし、校長園長をも含めた研究懇談の機関とする。

2、アメリカ教育使節団勧告の様に幼稚園を小学校の一部として経営し、教員の学級担任を幼と、小学校下学年とを一本とする。

お茶の水女子大學附属幼稚園試案

幼児指導要録記入の手引

A5判五二頁定價三五円 送料八円

幼児指導要録の記入もいよいよ昭和二十六年頃から始められることになりました。各園それぞれの立場に於て御研究がなされていることと思われまふ。ここにお茶の水女子大學附属幼稚園の試案として「幼児指導要録記入の手引」が出されました。幼児の生活の實際と評価の尺度について客観的な正しい觀察の手引として一つの指針となるものと信ぜられます。

東京都千代田区神田神保町二ノ四

發行所

株式会社

フレールベル館

振替東京 一九六四〇番

幼稚園教員養成の現状

文部省教職員
養成課長補佐

上野芳太郎

目次

一、幼稚園教員養成の問題

二、幼稚園教員養成施設の現況

一、幼稚園教員養成の問題

1

幼稚園は、昭和二十二年学校教育法の施行によつて新しい幼稚園となり、小学校・中学校・高等学校・大学につながる学校教育体系の一環となつたのであるが、その教育を担当する教員の養成や、免許に関する制度の改革は、諸般の準備の都合上おかれて昭和二十四年に実施されたのである。新制大学

の設置と教育職員免許法の施行が即ちそれである。そして新制度においては、社会の進歩と教育の重要性にかんがみ幼稚園から大学までの教員はすべて大学において養成するといふ根本方針を確立し、小・中学校教員の養成機関としては従来の師範学校・青年師範学校・高等師範学校をすべて廃止し、全国の各都道府県に設置された、国立大学において行うことにしたのであるが、幼稚園は未だ義務教育につ

ていない關係上教員養成機関の整備がおくれているのが現状である。勿論、現在においても全国の国立大学の教員養成を主とする学部、即ち学芸大学・学芸学部・教育学部においては大部分小学校教員養成課程と、幼稚園教員養成課程とを併置し、希望者には幼稚園課程を兼修させてはいるが、未だ幼稚園教員養成の定員を定めて計画養成するまでには至つていない。国費によつて幼稚園教員養成として設置されている機関は、東京のお茶の水女子大学に設けられている幼稚園教員養成課程と、奈良女子大学に設けられているそれ（幼稚園教員養成課程）との二つであり、年々六十名を供給するに過ぎな

い。しかしこの二つの養成機関は古い伝統を持ち、従来わが国保育界に重きなしたものであり、二十六年度までは一年の養成課程であつたが、昭和二十七年からは二年課程とし、幼稚園教育の二級普通免許状を与える課程として充実に行く予定である。

2

以上が国費による幼稚園教員養成の現況であるが、幼稚園は社会生活の安定とともに急激に増加しつゝあり、従つてその教員の需要数は激増しつゝあるが、国費による教員養成計画は義務教育優先の方針であるので、幼稚園教員の養成は、私立の大学や指定養成機関にまける養成に委ねられているのが現在の実情である。

幼稚園については学校教育としての内容の充実・経営の合理化・公立幼稚園の増設等多くの問題が今後に残されているが、最近幼稚園教育に対する社会の関心が急激にたかまりつつあると

とは事実であり、幼稚園が学校教育制度の中に明確な地位を占めている以上、国も又その普及及び改善に努力すべきことは当然であり、文部省として幼稚園教育の発展のために各種の計画を進めつゝある。それは幼稚園は現在が学校教育として整備充実の段階にあると言ふことが出来るのである。従つてこれに伴い、その教員養成についても年々増強されて行くであらう。現在幼稚園教員養成の施設としては国立のもの前述の通りであるが、このほかに私立の短期大学が九校、教育職員免許法に基ずく私立の指定教員養成機関（修業年限一年）が十校あり、国公私立の大学・短期大学・指定養成機関から年々供給される幼稚園教員は千五百名内外と推定される。この養成数では到底需要を満たすことができず、今後急速な充実が要請されている訳である。それ故現在これら幼稚園教員養成施設の卒業生には就職難といふものがなく、在学中から引張りだこの情況であり、他

面婦人の職業として幼稚園教員は上品な良い仕事であり、幼稚園教員としての教養は将来家庭婦人としても直ちに役立つものでもあるので、幼稚園教員の養成施設は一般にその志願者が増加しつゝある傾向にあるのである。たゞ従来は一般に裕福な家庭の子弟が幼稚園教員になる關係上その勤続年数が比較的短く、これは将来においては幾分變つて行くと思われるが、教員の需給上当局者の頭を悩ます問題の一つである。幼稚園は従来教員の異動の激しい所であり、また最近の急激な増加や、戦争の影響や、学制改革などの關係もあり、現在有資格教員が少く、助教諭が増加しつゝある。これは教育上極めて重要な問題といわねばならない。

幼稚園は、幼児がはじめて家庭からはなれて集団教育をうける時期であり、発達段階からいつても最も保護を要する時期であり、教育技術的に最もむずかしい時期といわれている。幼児は人間として成長発達の初期にあり、

そこで形づくられた習慣・生活態度・物のみかた、考へかた、技術などは、その人の一生を支配する素地になるのである。幼稚園教育を担当する専門家たる教師は教育する対象たる子供、千差万別の幼児を理解し、更に教育の技術・内容・方法等についても深い教養がなければならぬ。世間でよくいふ「幼稚園の教育なんか誰でもできる」といふ言葉は全く教育を知らず、人間尊重の規本原則の上になつた民主主義を解せざる人の言葉であり、封建性の表現にほかならない。幼児はまだ批判力がなく教師から如何に害をうけても自らその損害をうつたえる術を知らない。従つて管理者なり、父兄から特別苦情が出なければ、教師は依然としてその職についていれるのである。その意味では安易な職業であるが教育的にはむづかしい時期であり、千差万別の幼児に対し適時適切な指導をするためには教師に幼稚園教員としての、専門的な深い教養が必要なのである。幼稚園

園の教育は幼児の一生に宿命的な影響を与える性格を持つてゐる。親にとつてもまた社会にとつても最も大切な後継者であり、社会の一員たる幼児は成長発達の初期にあり、また弱い状態にあるのであるから十分に保護されなければならぬ。以上のような理由から幼稚園教員としての必要な教養を積んでない助教諭にその教育を担当させることは本来あるべからざることと言はねばならない。しかるに現状においてはその助教諭の数が極めて多い。こゝに幼稚園教育の大きな悩みがあるのである。助教諭の多いのは経営上の理由もあると思はれるが教諭の絶対数の不足がその大きな理由である。しかしこの問題の解決には文部省のみならず教員を養成する大学等の協力は勿論現場の教育界の理解ある協力がなければならぬ。

3

上述のような幼稚園教育の重要性に

基づいて教育職員免許法においては幼稚園教員も小・中学校教員と同様四年制大学において養成することを標準として定め、四年制大学を卒業し、学士の称号を有し、在学中に所定の科目を履修した者に幼稚園教員一級普通免許状を与えることにしたのである。しかしわが国の現状では婚姻等の関係もあり、又経済的な理由もあるので一級免許状所有者のみで教員を充たすことは困難であり、かゝる点を考慮して大学二年修了者又は短期大学卒業者で幼稚園教員として必要な科目を履修した者に幼稚園教員二級普通免許状を与えることにした。それでもなお不足な場合を考慮し、大学又は短期大学の一年修了者若しくは文部大臣の指定した一年以上の課程の幼稚園教員養成機関の修了者で所定の科目を履修したものに、幼稚園教員仮免許状を与えることにしたのである。

以上の三つが幼稚園の正教員たる教員の任用資格である。これに対し助教

論は有資格者である教諭が得られない場合に限り発行される臨時免許状の所有者であり、所謂本官ではない。免許法においては教員養成の理想を堅持しながら教員不足の現状にも即応し得るよう以上にいろいろな種類の免許状を設け、教員養成の充実発展を制度的に基礎づけたのである。又免許法は教員の職務の重要性にかんがみ、教員の不断の研修を促進するため、下級の免許状を持つてゐる者が一定年数良好な成績で勤務し、大学の公開講座、通信教育、大学や府県の教育委員会・知事の主催する認定講習等の現職教育で一定の単位を履修すれば順次上級の免許状に進み、大学卒業者と同じ資格が取れるような制度も設けてゐるのである。従つて助教諭からでもこの方法によつて教諭の免許状を取り教諭に進むことができる訳である。

二、幼稚園教員養成

施設の現況

現在ある幼稚園教員の養成施設は次の通りである。設置者・附置又は指導大学、所在地等については、別項一覧を参照ねがいたい。

一、幼稚園教諭一級普通免許状

(終身全國有效)を受けることのできる課程

- 1 各府県に所在する国立の学芸大学・教育学部(四年課程)の若干

- 2 私立大学で教育学部、教育学科を有するもののうち若干

右の二つは幼稚園教員として必要な少数の科目を開設することによつて幼稚園教員を養成することができるので、各大学の学生募集要項を取つて見なければ明年度について具体的には分らない。

二、幼稚園教諭二級普通免許状

(終身全國有效)を受けることのできる課程

- 1 国立大学の二年課程

お茶の水女子大学幼稚園教員養成課程(東京都、三〇名)

奈良女子大学幼稚園教員養成課程(奈良市、三〇名)

学芸大学・学芸学部・教育学部(各都道府県)の若干

- 2 保育科又は児童学科を有する短期大学(二年課程)

純心女子短期大学(長崎市、募集定員三〇名)

天理短期大学(奈良県、三〇名)

頌栄短期大学(神戸市、六〇名)

平安女学院短期大学(京都市、四〇名)

北陸学院保育短期大学(金沢市、二五名)

宝仙学園短期大学(東京都、三〇名)

東洋英和女学院短期大学(東京都、三五名)

聖和女子短期大学(西宮市、六〇名)

西南学院大学短期大学(福岡市、

三〇名

三、幼稚園教諭假設許狀（五年全園有效）を受ける（こと）のける課程

指定教員養成機関（一年課程）

東京高等保育学校（東京都、四〇名）

東京保育専修学校（東京都、五〇名）

竹早教員養成所（東京都、一五〇名）

玉城高等保育学校（東京都、四〇名）

聖徳学園高等保育学校（東京都、昼夜各五〇名）

東京保育伝習所（東京都、百名）

東京教育専修学校（東京都、昼夜各四〇名）

柳城女子学院（名古屋市、百名）

横浜聖徳保育学校（横浜市、五〇名）

岡山県立幼稚園教員養成所（岡山市、四〇名）

以上が現在の幼稚園教員養成施設であるが、私立のものは大部分宗教関係の学校であることは注目を要する。これは教団関係の幼稚園が多いので、その教員を養成する必要から設けられたものであり、多くの犠牲を払つて敢えて教員養成を行つてゐるものである。特に短期科目が多く、専任教員の制約もあるのでその経営は容易でないと思われる。指定養成機関は充実すれば短期大学に移行すべきものであるが、戦災校が多いため過渡的段階として現在最も多く、年々六百六十名を供給している。これは一年課程であるが、その教育は大学の基準に準じており、校長には長年の経験を持つた熱心な教育家が多いため相当の成績を挙げているように思はれる。これらの学校が一日も早く短期大学にまで充実することを切望してやまない。

第五回保育学会

開催豫告

一、日時 昭和二十七年五月二十五日（日） 午前九時—午後四時

一、會場 名古屋保育専門学園講堂 名古屋市昭和区白金町三ノ十一（市電東郊通り三丁目下車）

一、研究發表 一人一二分以内、質疑応答三分、計一五分以内、約十六名の予定

發表希望者は三月十五日迄に題目職氏名を明記の上左記へ申込まれたい

名古屋市区東大幸町一 愛知学芸大学内

鈴木信政宛

一、シンポジウム 幼稚園と保育所をどう考

えるか

東京都港区麻布盛岡町一

愛育研究所内

日本保育學會

保母を養成する施設について

厚生省児童局
厚生事務官

上村

一

目次

- 一、児童福祉施設における保母の重要性
- 二、保母の資格
- 三、保母を養成する施設のあらまし
- 四、保母を養成する施設が指定をうける要件
すなわち入所資格、修業年限、学科目等の内容
- 五、指定をうける手続その他
- 六、保母を養成する施設の現況
- 七、むすび

一、児童福祉施設に

おける保母の重要性

保母というのは児童福祉施設で児童の保育に従事している女子を意味します。児童福祉施設は全部で十一の種類に分れますが、このなかで保母を置く

ことを義務づけられている児童福祉施設は、保育所・養護施設・精神薄弱児施設・虚弱児施設・肢体不自由児施設、盲聾哑児施設の六施設であり、母子寮については、それが保育所に準ずる設備を設けたときに保母を置かねばならぬことになっております。教護院には

児童の教護を行う「教護」といふ名称の職員と並んで児童の保護を行う女子として「教母」という名称の職員が置かれています。教母は、養護施設等における保母の役割を果すものといへます。このように保母は児童福祉施設の殆んどに置かれ、保母を置くことを義務づけられていないのは助産施設、乳児院といつた医学的な保護が重要な意味をもつ施設及びひろく一般児童の利用に供する児童厚生施設の三施設だけです。この事実をみただけでも児童福祉施設が十分その目的としている機能を發揮するためには、どれ程保母という職員の力に俟たねばならないか、解ります。法律に盛られた理想がどん

なに立派であつても、又新しい行政の機構をどれだけ設けて直接児童の心と身に触れるのは、これらの児童福祉施設で働く保母ですから、保母が、健やかな心身とまじめな熱意と十分な訓練をつんだ人でない限り児童福祉という樹に花は咲いても稔の秋は期待できません。しかしながら保母の幼く職場は乳児、幼児及び低学年の少年を保育している保育所から、知能指数の低い児童ばかりいる精神薄弱児施設、或いは不良行為をする児童を入所させている教護院に及んでいます。これらの児童福祉施設に入所している児童のそれぞれについて、その保護のために必要な理論及び實際の訓練を受けるといふことは並大抵のことではありません。それぞれの児童福祉施設において児童の保護に従事してゆく過程において、それぞれの児童の処遇に関する知識と経験が蓄積されるとしても、これらの児童の取扱に関する科学と技術は日々に進むものですから、保母になるには

何らかの要件にあてはまる資格を具える必要があります。児童福祉法施行令において、保母になるため必要な資格を定めているのは、このようなわけがあるからです。

二、保母の資格

児童福祉法施行令第十三条が保母の資格を定めた規定ですが、それによると保母になるためには次の二つの要件のうちの一つを充たさなければなりません。第一の要件というのは、厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者であることであり、第二の要件というのは、保母試験に合格した者であることであります。児童福祉法施行令のこの条文には第三の要件として児童福祉事業に五年以上従事した者であつて、厚生大臣が特に適当と認定した者であることが掲げられてをりますが、これは三十歳以上の人で、そのまゝ児童福祉施設の保母としても十分その仕事をやりとげてゆく

見込のある人のために設けられた規定で、昭和二十五年十二月三十一日まで効力がみとめられ、昭和二十六年からは適用されないことになっていきます。従つて現在、保母になるためには保母を養成する施設を卒業するか、保母試験に合格するか何れか一つの方法によらなければなりません。保母の資格を定めた児童福祉法施行令は、昭和二十三年一月一日から施行になつていますが、その際に、現に児童福祉施設において児童の保育に従事している女子は、政令に定められた資格がなくなつても児童の保育に従事できることになつていきます。これは、その人の既に得た地位と仕事を尊重しようといふ趣旨によるものですが、最初に述べたようにこの政令が保母の資格を定めたのは、児童の保育が真にその児童の心身を健やかに育てるものであるためには、保育にたづさわる人に理論と実際についての訓練を要求しなければならぬといふ考へにもとづいたものですから、政令

が施行になつた折に児童の保育に従事している人にはできるだけ早く保母としての資格を得ることがすゝめられてをります。そして昭和二十七年十二月三十一日までには保母の資格を得られないならば、保母として児童の保育にたづさわることではできなくなりませう。相当古い調査になりますが、昭和二十四年十二月一日現在、児童福祉施設において児童の保育にたづさわつてゐる女子は一一、四四六名あり、そのうち保母の資格を持つてゐる人は五、三一一名、資格のない人は六、一三一名となつてゐます。保母の資格のある人についていへば、保母講習会によつて保母の資格を得た人は三、三五九名、保母試験によつて保母の資格を得た人は一、九五六名です。保母講習会といふのは、児童の保育について相当経験のある人のために設けた、保母を養成する施設であつて臨時的のものです。保母の資格のない人についていへば、昭和二十三年四月一日現在、児童福祉施設

で児童の保育にたづさわつてゐた人は三、七四六名です。これらの資格のない人も昭和二十五年中に五、一二七名が或は保母講習会により、或は保母試験により、或は厚生大臣が特に認定することによつて資格を得ることができると推定されてゐましたから、現実には長い間児童の保育に生涯を捧げてきた人が、新しい理窟とか試験制度とかに不慣れたために児童の保育を断念しなければならぬというような例は生じないだらうと思ひます。児童福祉法が施行され、更に児童福祉施設最低基準が施設に於いては、児童の一定数に対して一定数の保母を置くことになつてをりますから問題にはなりません。

三、保母を養成する

施設のあらまし

保母を養成する施設を卒業すること、保母の資格として最も理想的なことは、その教科なり教育方法なりをみ

れば明らかなことです。この保母を養成する施設には学校である施設とそうでない施設があります。この両者をひつくるめて私たちは保母養成施設といひ或は保母養成所と申してをります。学校といふのは、学校教育法の第一条に定めてゐる学校と第八十二条に定めてゐる各種学校、つまり第一条にいう学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものを意味し、これ以外の教育施設は学校といふ名称が使へないことになつてゐます。後に述べますように保母を養成する施設に入所するのは学校教育法による高等学校を卒業した者、又はそれと同じような学力のある者を原則としてゐますから、学校のうち保母を養成する施設であるものは大学といふことになります。実際には各種学校の施設もあります。これは運賃の割引その他の便宜的な考へからそうなつてゐるのだと思はれます。これ以外のものが学校でない保母を養成する施設ですが、保母を養成する

施設は学校にせよそうでないものによ、その施設が保母の養成を目的としているだけで、その施設を卒業した者が無条件で保母になり得るのではありません。その施設に対し厚生大臣が指定をして、はじめてその施設の卒業者がそのまま保母になり得る資格を得ることになるわけです。

つまり厚生大臣の指定ということは、その施設を卒業した者が児童福祉施設における児童の保育について、必要な知識と実地についての訓練を受けた者であるということを、厚生大臣が認めたことを意味します。学校の場合には学校として監督官庁の認可をうけて設置されるにしても、その認可は児童福祉施設における児童の保育に従事するにふさわしい人を養成するといふ点からは行はれぬこともありますし、学校でない施設の場合は、その設置は各人の自由にゆだねられていますから、児童福祉行政の最高責任者である、厚生大臣が保母養成の見地から何らかの

判断を行う必要があるわけでありませす。又一方、児童福祉施設を経営している人の側に立つて考えても、或る養成施設の卒業者が保母として採用して役に立つ人だという客観的な目印があれば大へん便利なことです。そこで保母を養成する施設の指定が行われ、かくかくの施設が指定されたということが官報紙上に告示されて一般の人々の知り得る状態におかれます。従つて次の問題はどのような養成施設が指定されることができるかということになります。つまり保母を養成する施設が指定をうけるための要件です。

四、保母を養成する施設が指定をうける要件、すなわち入所資格・修業年限

学科目等の内容

保母を養成する施設が厚生大臣の指定を受けるためには、その施設において行われる教育が児童福祉施設において児童の保育にたずさわる人を養成す

るにふさわしいものでなければならぬことはいうまでもありません。厚生大臣の指定はこの点より行われます。従つて指定の要件ということとはとりもなおさずその施設の教育のやり方ということになります。それはその施設への入所資格・修業年限・学科目及び授業時数・施設の設定・学生の定員・教員の定員ならびに運営の方法についての内容がどうなつてゐるかということの意味します。次にその二つ一つについて簡単に説明します。

(一) 入所資格

原則として保母を養成する施設へ入所する資格を有するのは、第一に学校教育法による高等学校、つまりいわゆる新制高校を卒業した人、第二に通常の課程による十二年の学校教育を修了した人(通常の課程以外の課程によつてこれに相当する学校教育を修了した人を含みます)。第三に文部大臣が十二年の学校教育を修了した人と同等以上の資格を有すると認定した人です。

第一の人のなかには旧制の中等学校の卒業者を含みますが、大学の場合にはこの者には入学資格が与えられませんが、第二のひととしては、たとえ旧制の専門学校の第一学年を修了した人が考えられ定時制の高等学校を卒業した人はこれに相当する学校教育を修了した人として取り扱われます。

第三の人は文部大臣の行方検定試験に合格した人のことです。この三つのうち一つの資格があれば保母を養成する施設へ入所することができ、そのよくな人のみに入所資格を与える施設は厚生大臣の指定をうけることができ、そのような資格を与える施設は厚生大臣の指定をうけることができ、しかし、例外としてこのような学歴のない人に入所資格を与えても指定をうけることができる場合があります。それは満十八才以上の女子であつて、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した人に入所資格を与える場合です。保

母を養成する施設については、昭和二十六年十月まで厚生省児童局長の通知によつて設置及び運営に関する基準が定められていましたが、その通知においては高等学校を卒業した人、又はこれと同じような学力を有する人の外に、これと並んで満十八才以上の女子であつて、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した人、及び厚生大臣の認定をえた人に入所資格を与えていました。これが昭和二十六年十月に児童福祉法施行規則という厚生省令が改められた時に最初に述べたような人にだけ入所資格を与えるようになりました。それは、保母を養成する施設の内容の改善と卒業者の待遇の向上等の点から、保母を養成する施設を短期大学と同じ程度のものにしようと考えたからです。その結果入所資格を原則として短期大学と同じように高等学校を卒業した人又はこれと同じような学力を有する人に限りしました。保母を養成する施設で教えられる学科は相当

程度の高いものですから、或程度の基礎となる学力がないと十分理解できないことも一つの理由と考えられます。しかしながら保母になることを望む人の中には色々な事情で高等学校を卒業できぬ人もありまじょうし、独学で相当の学力をもつた人があります。こういう人たちに施設の門を閉すことは、或意味では人材を失うことにもなりません。そこでかような人々は児童福祉施設における実際の経験とか、年令とかを考え、入所資格を与えてもよいことにいたしました。こういう人たちに入所資格を与えるかどうかはその養成施設の先生方の判断に委ねてをります。高等学校を卒業した人、或はこれと同じような学力のある人についても、又今述べたような人についても、実際の入所にあつてはその養成施設で行う入所試験に合格しなければならなりません。入所試験は大い筆記試験・口述試験及び身体検査の三つが行われて、入所後の教育をうけいれてゆく力

があるかどうか具体的に判断されるわけです。

(二) 修業年限

修業年限は二年になつています。二年以上の修業年限を定めることは差し支えありませんが、二年に足りない修業年限を定めたものは厚生大臣の指定をうけることができません。二年の修業年限は二年に分けられ(三)に述べる学科目の中、基礎となるような学科は第一学年で、実地に役に立つ学科と児童福祉施設で行う実習は第二学年で行われます。一学年は前期と後期に分れ、前期は四月から九月までの六箇月間、後期は十月から三月までの六箇月間を期間とします。

(三) 学科目及び授業時数

保母を養成する施設を卒業した人はそのまま保母として保育所をはじめとし養護施設、精神薄弱児童施設で児童の保育にたずさわり、或は教母として教護院に入所している児童の保護にあたりますから、この施設で教授される

学科は、当然のこととしてこれらの児童福祉施設において行われる児童の保護に役立つものでなければなりません。修業年限が二年であり、しかも第二学年の後期は児童福祉施設における実習にあてられますので、実際は一年半で必要な学科を修得せねばならぬことになります。このことはなか／＼容易なことではなく、学科もいきおい保母の最も多く就職する保育所で十分に役立つような内容を盛る傾きがあり、又入所している人に、相当はげしい勉強を要求することになります。保母を養成する施設の科目の中必ず修得しなければならぬ科目と、その授業時数は厚生大臣が定めます。厚生大臣の定めるのは最小限度の科目と授業数ですからそれ以外に養成施設の先生が必要と考えた学科を教授し、又授業時数をふやすことは差し支えありません。しかし最少限度の科目と授業時間に満たないようなきは、その施設の卒業者がそのまゝ保母として働けるかどうかは疑わ

しいので厚生大臣の指定は行われません。具体的に何を必修科目とし、何を授業時数とするかについては、近く決定されますが、大体、倫理学、教育学、教育心理学、保育理論、児童心理学、精神衛生、生物学、生理学及び保健衛生学、栄養学、看護学及小児病学、看護学実習、育児実習、社会学、社会福祉事業一般、ケース・ワーク、グループ・ワーク、コミュニケーション・ガイダンス、ケース・ワーク実習、グループ・ワーク実習、自然研究、社会研究、リズム・集団遊戯、言語・演劇、音楽、体育、英語、児童福祉関係法令等がその内容になる予定です。これらの学科について授業時数が定められるわけですが、その定め方は単位制とし、一単位は学科によつて十五時間、三十五時間、四十五時間を割り当てます。十五時間で一単位の学科は、一時間の授業に二時間の予習、復習を必要とするものであり、三十五時間で、一単位の学科は、二時間の授業に一時間の準備を

要するものであり、四十五時間で一単位の学科は、予習、復習を必要とせぬものです。授業時数は従来時間制になつていましたが、今度単位制をとることにしましたのは、既に(一)の入所資格のところ述べたように保母を養成する施設が、短期大学になるとき、或いは短期大学と比較するとき便利だからです。授業時教は現場の実習をのぞいて七〇単位約一五〇〇時間を予定しています。

学科目のうち主なものについて教えられる内容をみると次のとおりです。保育理論はたとえば乳児の保育目標、幼児の保育目標、少年の保育目標、精神薄弱児、不良児、身体虎劣児の保育目標、児童福祉施設と家庭及び地域との連絡方法、児童の発達と指導のやり方等をその内容とします。児童心理学は、児童理解の方法、人間の成長発達の過程、乳児期・幼児期・児童期・青年期の発達の状態、個性の形成等をその内容とします。

精神衛生は、素質と環境、助長さるべき習性と矯正さるべき習性、児童の性教育等を内容とし、或は精神衛生と身体衛生の關係、素質と環境、受胎前の精神衛生、胎児期・分娩時・小児期の精神衛生、両親と子供との問題(盲愛、ひとり子、両親の不和等)、児童と罰、劣等感及び罪悪感、精神薄弱児の問題等をその内容とします。

社会事業一般は、現代の社会と生活、社会問題とその対策、社会事業の構造、生活保護と公共救済、児童と婦人の社会的保護、医療の社会的保護、社会事業の術技、職業としての社会事業家等をその内容とします。

ケース・ワークは、保母の扱うケース・ワークを必要とする人の問題の究明、人間に対する理解、面接の技術、観察と記録、問題の分析と社会的診断等をその内容とします。

グループ・ワークは、グループの指導、クラブ組織と委員会の任務、グループ・ディスカッション、監督指導、

成果の測定をその内容とします。

音楽は、歌唱、器楽、理論及び教授法に分けられ、教授法は幼児期・少年期・青年期の音楽教育、鑑賞指導法、歌唱・器楽・創作の指導を行ふことなどをその内容とします。

右に述べたのは保母を養成する施設で行はれる学科の内容の一端ですが、このほかに自然研究、社会研究、製作、絵画、英語については統一的な教授要領があり、その他の学科目については夫々の施設でどういうことを教えるかきめられています。

第二学年の後期においては、それまでに教えられた理論と技術を見童福祉施設における実習によつて実地に訓練するわけです。実習は、保育所、養護施設、教護院、乳児院等の児童福祉施設のうち適当なものを選び、できるだけ色々の種類の施設について行はれる外に、児童相談所、保育所、病院等児童の福祉に關係の深い施設において行はれます。予定されている時数は二十週

で二十単位になつています。

(四) 設備

保母を養成する施設に必要な設備としては教室、実習室、図書室、調理室事務室等があります。特にどういふ設備を設けなければならぬといふことは法令で要求してをりませんが、保母を養成するに適當な建物及び設備であると認められない限り指定をしないことになつています。

以上(一)、(二)、(三)、(四)のほかは学生の定員は、百人以下であつて、一学級にいつて五十人以下であること、専任の教員は、おおむね学生数四十人について一人以上置くこと、施設の管理と維持の方法が確實であることが厚生大臣の指定の要件と定められています。

指定された保母を養成する施設のうち学校でない公立の施設に入所している人に対しては、授業料の徴収は行はれず、月々一定額(月額八百円)の手当が支給され、見学と実習が行はれると

きにもその実費の全部又は一部が公費によつて補助されます。

五、指定をうける手續その他

保母を養成する施設が、厚生大臣の指定を受ける手續については、児童福祉法施行規則第三十九条の三に定められています。

都道府県が設置するときは直接、市町村その他の者が設置するときは、その施設の所在地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生大臣に提出します。

申請書には(一)設置者の氏名又は名称及び住所、(二)養成しようとする職員の種類、(三)名称及び位置、(四)学則、(五)入所資格、(六)修業学科目及び配当時間数、(七)試験方法及び課程終了の認定方法、(八)学生の定員、(九)現在の学生数、(十)学校又は施設の長の氏名及び履歴、(十一)教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別、(十二)建物設備の規模及び構造並びにその図面、(十三)実習に利用

する施設の名称及び利用の概要、(十四)維持経営の方法、(十五)当該年度経費収支予算の細目、(十六)設置者が地方公共団体以外の場合は、設置者の履歴及び資産状況、(十七)設置者が法人又は団体のときは定款、寄附行為その他の規約を記載します。申請書によつて、厚生大臣はその施設を指定するわけですが、指定を受けた施設は次のような義務を負います。

第一に、施設の設置者は、申請書に記載した事柄のうち(五)から(八)までは掲げる事柄を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければなりません、(三)、(四)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十七)に掲げる事柄に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一箇月以内に厚生大臣に届け出なければなりません。

第二に、施設の長は、毎学年開始後三箇月以内に、前学年度卒業者数及びその卒業者の就職状況、前年度における経営の状況及び収支決算の細目、前

学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況、前年度における教員の移動、学生の現在数を厚生大臣に報告しなければなりません。

第三に、施設の設置者は、指定の取消を求めようとするときは、学年の開始二箇月前までに、その指定施設をやめようとする理由、入所している学生の処置、その指定施設をやめようとする年月日を書いて厚生大臣に指定の取消を申請しなければなりません。

六、保母を養成する

施設の現況

保母を養成する施設で厚生大臣が指定したものは現在二十六施設あります。そのうち短期大学三ヶ所、その他の施設二十三ヶ所でそのうちは次のとおりです。

厚生大臣指定保母養成所一覽

公立	私立	名	稱	所	在	地	定員	職員
公立		〇名古屋	市立保育専門学園	名古屋	市昭和区白金町三ノ一		一〇〇	二二
公立		〇大阪府	立保母学院	大阪市	東区森之宮西之町一		一〇〇	三〇
公立		〇千葉	県立保母養成所	長生郡	茂原町茂原一〇一六		一〇〇	一七
公立		〇東京	都立高等保母学院	東京都	港区弁町		一〇〇	二一
公立		〇横浜	保育専門学校	横浜市	南区平楽町二二三		一〇〇	二三
公立		〇高知	県立保母養成所	高知市	大原町一三三一		六〇	二一
公立		〇福岡	県立高等保母学院	那山市	長者町五		六〇	一六
公立		〇岡山	県立保育専門学園	岡山市	門田屋敷		一〇〇	二〇
公立		〇宮城	県立保母専門学院	仙台市	跡竹町一ノ三		六〇	一八
公立		〇北海道	立保母養成所	札幌市	北十六条西二丁目		一〇〇	一八
公立		〇広島	県立保育専門学校	広島市	白島中町一		一〇〇	二〇
公立		〇兵庫	県立保母養成所	神戸市	生田区中山平通		六〇	一八
公立		〇和歌山	県立保母学院	和歌山市	西汀町一		六〇	二三
公立		〇香川	県立保母養成所	高松市	(設立中)		六〇	一六
公立		〇埼玉	県立保母養成所	北足立郡	与野町大戸六六一		六〇	二四
公立		〇徳島	県立保母養成所	徳島県	名東郡国府町岩延		六〇	一七
私立		西南学院	短期大学児童教育科	福岡市	島飼六丁目五〇一		六〇	二一
公立		福岡県立	保育専門学校	(設立中)			六〇	二〇

私立	愛媛県立保母養成所	松山市道後今市に設置予定	六〇
私立	弘前保母養成所	弘前市富田大野	六〇 一八
私立	聖園高等保母学院	秋田市保戸野新町	六〇 一二
公立	滋賀県立短期大学附属保母養成所	彦根市池洲町四〇	六〇 二一
公立	広島県立短期大学家政科	広島市宇品七一〇ノ一	八〇 三一
私立	東京都社会事業協会厚生保母学院	目黒区自由ヶ丘二七	一〇〇 一二
公立	北陸学院保母養成所	金沢市下本多町六	六〇 一六
公立	山口女子短期大学家政科	山口市大字宮の下	六〇 三〇
計	二六施設		

(註) ○印は入所者に手当の支給される施設

七、むすび

これらの施設を卒業した人は、現在保育所をはじめとする児童福祉施設で児童の保育にたづさわたり、児童の福祉のため日夜力をつくしています。どの種類の児童福祉施設に何人いて、その後の状況はどうなつているかといふことは、手許に資料がないので分りませんが(昭和二十六年四月三十日現在保育所四、一五四ヶ所で、児童の保育に

たづさわつている人は一三、三四〇人です。これらの人々がどれ程社会の改良と人々の幸福のために努めているかということは常日頃私達の見聞するところでは、私達が、保母を養成する施設を卒業する人に期待するのは、その人々が社会事業家としてこの世に処してゆくことです。それはこの施設で教えられる学科の内容がそれに役立つよう考えられていることによつても明らかだと思ひます。保母の資格の

ある人は教母のほかに母子寮の寮母、児童厚生施設の児童厚生員にもなれまじ、保母を養成する施設を卒業して児童福祉事業に二年以上の経歴を積んだ人には児童福祉司になる資格をみとめることも考えられてをります。

すぐれた理論と技術を身につけて、子供のしあはせと、社会の改良のために寄与する人をしてだけ多く養成しようといふのが保母を養成する施設の目的であるといえます。

後記：保母の資格の第二の要件である保母試験制度については本稿のはじめに觸れましたが、本稿の主題をはなれるために又次の機会にゆづることになります。一九五二・一・二〇

幼稚園・保育所の先生を養成する

施設と今年度の募集要綱一覽

編 集 部

全国幼稚園教諭養成施設 昭和二十七年年度募集要綱

このたび編集部において全国の幼稚園と保育所の先生方を養成する施設に対し、次の諸点について御回答をお願いいたしました。その結果が次の通りであります。最終締切一月二十五日まで到着の分のみについて登載いたしました。なお誤配事故その他の理由で三月号掲載が間に合わなかつた施設については、重ねて御照回を發し、四月号において完壁を期したいと思います。

- | | |
|------------|----------|
| 1 修業年限 | 7 受験料 |
| 2 修了後の資格 | 8 試験期日 |
| 3 募集人員 | 9 試験科目 |
| 4 応募資格 | 10 試験場 |
| 5 願書受付期日 | 11 合格者発表 |
| 6 出願書類添付書類 | 12 その他 |

お茶の水女子大学

幼稚園教員養成課程

東京都文京区大塚窪町

電大塚〇一四二

まだ確定的な細目は決まつてをりませんが大要左記の通りです。あるいは変更を見るかも知れませんがこれを含んで御覽下さい。

- 1 二ヶ年
- 2 幼稚園教諭二級普通免許状
- 3 三〇名

4 新制高校卒業者で進学適性検査を受けた者・これと同等以上の学力保有者

5 二月二十五日—三月一日

6 四〇〇円

7 三月二六・一七・一八日

8 国語・理科・図画・音楽・体育

9 本 校

10 三月二二日

11 詳細は直接お問い合わせ下さい

奈良女子大学

幼稚園教員養成課程

奈良市北魚屋西町

電・奈良三〇八八

- 1 二ヶ年
- 2 幼稚園教諭二級本免
- 3 約三〇名
- 4 次のいずれかの資格を有し、且つ昭和二十七年実施の進学適性検査を受けた女子
- 5 新制高校卒業者・通常課程十二年学校教育修了者(之れに相当する通常課程以外学校教育課程修了者)新制高等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められたもの
- 6 三月二〇日—三月二〇日
- 7 出身学校長を経て左記を提出
- 8 志願者名票・調査書(出身学校で作成)
- 9 入学検定料・返信用封筒(書留速達料相当額切手貼布)
- 10 四〇〇円(入学検定料)
- 11 三月二九日

東京高等保育学校

東京都品川区西品川五ノ1001

電・大崎(49)七三五九

- 1 一ヶ年
- 2 幼教諭仮免
- 3 四〇名
- 4 新制高校卒業・又はそれと同等以上の学力ある男女
- 5 三月三〇日まで
- 6 入学願書・履歴書・最終校卒業証明書
- 7 三〇〇円
- 8 三月三一日午前九時
- 9 作文・口頭試問
- 10 本校
- 11 四月一日午前九時

聖心学園・東京保育専修学校

東京都杉並区高円寺三ノ二六八

- 1 一ヶ年
- 2 幼教諭仮免
- 3 五〇名
- 4 高等学校卒業者又は同等以上学力者
- 5 一月一〇日—三月末日
- 6 入学願書・履歴書・卒業証明書又は卒業

業見込証明書・学業成績証明書・戸籍謄本・写真(手札型)・検定料

- 7 三〇〇円
- 8 書類送付
- 11 本人直接通知

竹早教員養成所

東京都文京区竹早町八

電・小石川(85)三二〇一—三

- 1 一ヶ年
- 2 幼教諭仮免
- 3 一五〇名
- 4 新制高校卒業者・文部大臣同等以上学力認定者・専門学校第一学年修了者
- 5 二月一五日—三月二五日
- 6 入学願書・最終卒業学校証明書・最終卒業学校成績証明書・手札形写真・身体検査書
- 7 三〇〇円
- 8 書類送付・面接による場合もある
- 11 三月末

財団法人アルウィン学園

玉城高等保育学校

東京都杉並区大宮前五ノ二六八

- 1 一ヶ年

- 2 幼教諭仮免
- 3 四〇名
- 4 高校卒又は同等以上の資格ある者
- 5 十二月一日—三月末日
- 6 入学願書・身体検査書・高校一学年より卒業までの成績証明書・卒業証明書
- 7 三〇〇円
- 8 書類送達により面談の上決定
- 10 本校
- 11 本人通知
- 12 東京教育大学指定承認校

財団法人聖徳学園

高等保育學校

- 東京都港区芝通新町十三
電・三田(45)一四三八
- 1 一ヶ年
 - 2 幼教諭仮免
 - 3 昼間部・夜間部各五〇名
 - 4 高校卒業・旧制高女・女子商業卒
 - 5 二月一日より受付・定員締切
 - 6 入学願書・身体検査書・卒業(合格)証明書・学業成績証明書
 - 7 二〇〇円
 - 8 申込順により書類審査にて入学決定

- 11 逐次決定本人通知
- 12 東京学芸大学指導校・寄宿舎の便有

東京保育傳習所

東京都文京区原町一〇一

- 1 一ヶ年
- 2 幼教諭仮免
- 3 一〇〇名
- 4 新制高校卒業者・法令による同等以上学力者・前二項の資格のない者は聴講生
- 5 二月一日—三月末日
- 6 入学願書(所定)・最終学校卒業証明書・最終学校成績証明書・手札形写真・身体検査書
- 7 三〇〇円
- 8 未定
- 9 未定
- 10 未定
- 11 未定

東京教育専修學校

東京都豊島区目白町二ノ六五
電・九段(33)八一二七

- 1 一ヶ年
- 2 幼教諭仮免

- 3 昼間部四〇名・夜間部四〇名
- 4 旧制高女若しくは新制高校卒業の女子
- 5 一月一〇—三月末日(補欠は四月末日まで)
- 6 入学願書・卒業証明書及身体検査書(写にて可)
- 7 二〇〇円
- 8 書類送達
- 9 |
- 10 |
- 11 四月五日
- 12 寄宿舎の設備あり

横濱聖徳保育學校

横濱市磯子区丸山町四〇
電・本局(2)二六八九

- 1 一ヶ年
- 2 幼教諭仮免
- 3 五〇名
- 4 高校卒・旧制高女卒
- 5 三月三〇日まで
- 6 入学願書・卒業証明書・自筆履歴書
- 7 三〇〇円
- 8 四月八日午後三時
- 9 面接・作文
- 10 本校

- 11 四月一〇日
12 寄宿舎の設備あり

岡山県立幼稚園教員養成所

岡山市門田付属学園内

- 1 一ヶ年
2 幼稚園教諭仮免
3 四〇名
4 高校卒
5 未定
6
7
8
9
10 本校

純心女子短期大學保育科

長崎市家野町

電・三六八九

- 1 二ヶ年
2 幼教諭二級免及保育所保母仮免・小学
校教諭仮免
3 三〇名
4 高校卒、旧制高女卒

- 5 三月一日—四月七日

6 入学志願票（所定）・出身学校長調査書
五〇〇円

7 四月八、九日

8 国語、社会、及教・理の中一科目
本校

9 四月一〇日

10 寄宿舎・奨学生制度あり

11 寄宿舎・奨学生制度あり

12 寄宿舎・奨学生制度あり

天理短期大學保育科

奈良県山辺郡丹波市町守目堂

電・丹波市三四一

- 1 二ヶ年
2 幼教諭二級免並びに予定として保育所
保母免
3 三〇名（女子のみ）
4 新制高校卒業生・通常課程による十二
ヶ年の学校教育を修了したもの・新制高
校卒業生と同等以上の学力ありと認めら
れたもの・外国において学校教育十二ヶ
年の課程を了したるもの

- 5 一月二〇日—三月二〇日
6 出身学校長を通じて左記を提出
出身学校長作成調査書・入学願書・写真

封筒二枚（返信用、一〇円切手貼布）・
検定料

7 五〇〇円

8 三月二五、二六、二七日

9 国語・英独仏語中一・一般社会、日本
史、世界史、人文地理、時事問題、物理
化学、生物、地学、一般数学、解析一、
解析二、幾何の内一科目選擇・本学独自
進学適性検査

10 本校

11 三月末日の予定

12 寄宿舎の設備あり

頌榮短期大學

神戸市生田区中山手通六ノ三六

- 1 二ヶ年
2 幼教諭二級普免
3 六〇名
4 前掲に準ずる
5 一月一五日—三月五日
6 入学願書（所定）・自筆履歴書・写真
入卒業証明書又は見込書・卒業学校長の
学業成績、人物証明書・身体検査書・受

験料

7 五〇〇円

8 三月一〇、一一日

9 英語・国語・社会・数学・理科・身体検査

10 本校

11 三月一五日

12 やむを得ない事由により文部省で行う進学適性検査を受験出来なかつた者については本学において行うこともある。

平安女學院短期大學

京都市上京区下立売通烏丸西入

電・西神甲三〇

1 二ヶ年

2 幼教諭二級普免

3 保育科四〇名

4 前掲に準ずる

5 第一類(学力優秀な者に対し新制高校在学中の調査書により審査するもの)

一月一六日—三月一五日

第二類(右以外の者に対するもの)

三月一七日—四月一〇日

6 入学願書・出身学校長調書・身体検査表

7 五〇〇円

8 第一類は三月二二日午前九時

8 第二類は四月一一、一二日午前九時

9 第一類—音楽・体育・国語・社会・理科

10 本校

11 第一類—三月一五日まで

12 第二類—四月一二日(予定) 寄宿舎の設備あり

北陸學院保育短期大學

金沢市下本多町六番丁十八

1 二ヶ年

2 小学校・幼稚園教諭の二級普免

3 二五名

4 前掲に準ずる

5 三月一日—三月末日

6 入学願書(所定)・出身学校長作成調査書・戸籍抄本・封筒(十円切手貼布)

7 五〇〇円

8 四月一日午前九時より

9 英語・国語・音楽・社会・身体検査・面接・進適検査(文部省施行のもの)

けなかつた者のみ)

10 本校

11 四月三日

宝仙學園短期大學

東京都中野区宮前町四六

電・中野(38)三五一一

1 二ヶ年

2 幼教諭二級普免、一年のみの修了者は

3 三〇名

4 高校卒業者・通常課程十二年学校教育修了者・大学入学資格認定試験合格者・本学における学力検定合格者、以上いずれも女子

5 一月一〇日—三月二〇日

6 入学願書・出身学校調査書・卒業又は修業証明書・手札形写真・検定料

7 五〇〇円

8 三月二五日

9 国語(作文)・音楽(楽典)・体育(リス能力)

10 本校

11 三月二七日

12 寄宿舎の設備あり

東洋英和女學院短期大學

東京都港区麻布東鳥居坂町二

電・赤坂(48)一〇五八

- 1 二ヶ年
- 2 幼教諭普免
- 3 三五名
- 4 新制高校卒業・通常課程十二年学校教
育修了者
- 5 三月一日—三月二〇日
- 6 入学願書・出身学校長調査書・適性成
績書
- 7 五〇〇円
- 8 三月二五—二六日
- 9 国語・社会・外国語・実技(図書・音楽)
- 10 本校
- 11 三月二八日

聖和女子短期大學

西宮市岡田山一

電・西宮二六二四

- 1 二ヶ年
- 2 幼稚園教諭二級普免並保育所保母免
- 3 六〇名
- 4 新制高校卒業・通常課程十二年学校教

育修了者・外国学校教育十二年修了者・
文部大臣指定者・本学認定者

- 5 二月一日—三月二〇日
- 6 入学願書・出身学校調査書・戸籍謄本・
写真・検定料・返信用封筒(切手貼布)
- 7 五〇〇円
- 8 三月二七—二八日
- 9 国語(作文)社会(一科目選擇)理科
(一科目選擇)身体検査・進適検査(未
了者のみ)
- 10 本校
- 11 三月三一日

西南大学短期大学児童教育科

福岡市鳥飼六丁目五〇一

電・西(2)一二七八

- 1 二ヶ年
- 2 幼教諭二級普免・児童福祉施設保母免
- 3 三〇名
- 4 新制高校卒業者・これと同等以上学
力者
- 5 二月一日—三月三〇日
- 6 入学願書・出身学校調査書・写真
一、五〇〇円
- 7 四月一—二日
- 8 国語・英語・社会・絵画・音楽・進適
- 9 国語・英語・社会・絵画・音楽・進適

本学
四月五日

日本女子体育短期大學

東京都世田谷区松原町二ノ七セ

電・松沢(32)〇二二一

- 1 二ヶ年
- 2 幼教諭二級免
- 3 保育科三〇名
- 4 一月一日—三月一四日
- 5 入学願書・出身学校調査書・検定料
- 6 六〇〇円
- 7 三月一五日
- 8 国語及び理科(物理・化学)生物・地
学中的一科目
- 9 本校
- 10 三月二〇日
- 11 進適を受けないものは願書と同時に本
学において行うから申出る。寄宿舎設備
あり。
- 12

なお以上の外左の施設は締切まで回答を
戴けなかつたので重ねて照回次号におい
て完全を期する。

柳城女子学院

名古屋市昭和区明月町二ノ番

全 国 保 母 養 成 施 設
昭 和 二 十 七 年 度 募 集 要 綱

東京都立高等保母学院

東京都港区麻布笄町一八一
電・赤坂(45)五五三一

- 1 二ヶ年
- 2 児童福祉法施行令第十三条第一項に定める保母としての資格附与
- 3 五〇名
- 4 新制高校又は旧制高女卒業以上の者か又は十二年以上の学校教育修了者・満十八才以上で二年以上児童福祉施設で児童の保護に従事した者
- 5 二月一日—四月二日
- 6 願書・履歴書・戸籍抄本・写真・学業成績証明書・卒業証明書
- 7 なし
- 8 四月四・五日
- 9 国語・社会科・口頭試問・身体検査
- 10 本校
- 11 四月九日
- 12 奨学金支給・義務就職制なし

名古屋市立保育専門学園

名古屋市昭和区白金町三ノ十一
電・瑞穂(8)三〇二〇三・〇二一

- 1 二ヶ年
- 2 児童福祉施設保母免
- 3 五〇名
- 4 新制高校卒業者・同等以上学力者(旧制高女卒)
- 5 二月一日—三月末日
- 6 入学願書・卒業証明(見込)書・成績証明書又は生活指導要録・履歴書・戸籍抄本・写真
- 7 なし
- 8 四月二・三日
- 9 国語・音楽・社会(一般)身体検査・面接
- 10 本校
- 11 四月一〇日
- 12 寄宿舎の設備あり

神奈川県立横浜保育専門学院

横浜市南区平楽町一三三三

- 1 二ヶ年
- 2 児童福祉法に基く保母免
- 3 約五〇名
- 4 高校卒業者・通常課程十二年学校教育修了者・文部大臣同等資格認定者・児童福祉施設で一年以上従事した満十八才以上の女子・其他厚生大臣認定者
- 5 三月一日—三月三〇日
- 6 入学願書・履歴書・卒業学校成績証明書・身体検査書(各保健所発行レントゲン検査証添付)写真
- 7 なし
- 8 四月五日
- 9 筆記試験・面接
- 10 本校
- 11 四月八日

高知県立保母養成所

高知市大原町一三二一

- 1 二ヶ年
- 2 児福法に基く保母免
- 3 約五〇名

- 4 高校卒業者・通常課程十二年学校教育修了者・文部大臣資格認定者・児福施設で二年以上従事した十八才以上の女子
- 5 二月一日—三月二日
- 6 入学願書・履歴書(二通)最終学校卒業成績証明書・戸籍抄本・三ヶ月以内撮影の写真・卒業証明書又は施設在職年数証明書・封筒(返信用十円切手貼布)
- 7 なし、但しレントゲン検査費用一〇〇円を要する
- 8 三月一八・一九日
- 9 国語・作文・家庭・音楽
- 10 本校
- 11 三月三十一日

岡山県立保母専門学園

岡山市門田屋敷

- 1 二ヶ年
- 2 児福法に基く保母免
- 3 三〇名
- 4 前掲高知県立保母養成所と同じ
- 5 二月一日—三月二日
- 6 入学願書・履歴書・健康診断書(国立病院又は保健所による)戸籍抄本・六ヶ月以内撮影の写真・最終学年成績証明書

- 卒業(見込)証明書
- 7 一〇〇円
- 8 三月二五・二六日
- 9 筆記試験(国語・数学)解析I—II(社会)人物考査・音楽・体力テスト
- 10 本校
- 11 未定
- 12 授業料不要・生徒手当月八〇〇円支給
寄宿舎生に対し月手当一〇〇円支給

宮城県立保母専門学院

仙台市跡竹町

- 1 二ヶ年
- 2 児福法にもとづく保母免
- 3 三〇名
- 4 前掲に準ずる
- 5 二月二〇日—三月一八日
- 6 入学願書・履歴書・戸籍抄本・最終学年成績証明書・卒業(見込)証明書・以上を最終(在籍)学校長を経て提出
- 7 身体検査料として三〇円(予定)
- 8 三月二五—二六日
- 9 国語・社会(一般社会・時事問題)・常識問題
- 10 本校

- 11 三月三十一日
- 12 授業料不要一ヶ月八〇〇円の手当支給

北海道立保母養成所

札幌市北十六条西二丁目

- 1 二ヶ年
- 2 児福法に基く保母免
- 3 四〇名
- 4 前掲に準ずる
- 5 未定
- 6 入学願書・卒業(見込)証明書・所属長の推薦状(福祉施設に従事している者のみ)履歴書・健康証明書・家族調書・写真
- 7 なし
- 8 未定
- 9 国語・数学・社会
- 10 札幌市北十六条西二丁目・藤女子短期大学
- 11 未定

広島県立保育専門学校

広島市白島中町安田学園内

電・中〇一〇六

- 1 二ヶ年
- 2 児福法による保母免

- 3 五〇名
 - 4 前掲に準ずる
 - 5 三月五日——三月二〇日
 - 6 入学願書・履歴書・出身学校作成調査書・戸籍抄本・身体検査証明書・写真
 - 7 なし
 - 8 三月二四——二五日
 - 9 国語・作文・音楽・数学〔解析Ⅰ・幾何・一般数学の中〕
 - 10 本校
 - 11 四月一三日
 - 12 授業料不要・生徒手当支給・就職義務制なし・寄宿舎設備あり
- 埼玉県立保母専門学院**
埼玉県北足立郡与野町大戸六〇
電・浦和四三九〇
- 1 二ヶ年
 - 2 保母免
 - 3 三〇名
 - 4 前掲に準ずる
 - 5 三月一日——三月二五日
 - 6 入学願書・履歴書・卒業(見込)証明書・若しくは勤務証明書・成績証明書・戸籍抄本・写真

- 7 なし
- 8 三月二八——二九日
- 9 国語・一般数学・一般社会・音楽理論
- 10 身体検査・面接
- 11 本校
- 12 三月三十一日
- 13 授業料不徴・奨学金給与・就職職務制なし

徳島県立保母専門学院

徳島県名東郡国府町岩延

細目未確定なれども大むね左の如くである。変更するやもわからぬから考慮に入れて御らん下さい。

- 1 二ヶ年
- 2 児福法に基く保母免
- 3 約三〇名
- 4 前掲に準ずる
- 5 三月一〇日締切
- 6 入学願書・履歴書・戸籍抄本・卒業証明書(在職年数証明書)返信用封筒(十円切手貼布)
- 7 不要、健診及レントゲン費用として一〇〇円
- 8 三月下旬の予定

- 9 国語・社会・口頭試験・身体検査
- 10 本校
- 11 試験施行後十日以内

弘前保母養成所

弘前市富田大野一
電・一〇〇

- 1 二ヶ年
- 2 保母免
- 3 三〇名
- 4 前掲に準ずる
- 5 一月二〇日——三月末日
- 6 入学願書・出身学校長調査書
- 7 一〇〇円
- 8 書類送達
- 9 二・三・四月一日

聖園高等保母学院

秋田市保戸野新町一〇
電・二九六四

- 1 二ヶ年
- 2 児福法による保母
- 3 三〇名
- 4 前掲に準ずる
- 5 一月一日——三月二六日

6 入学願書・戸籍抄本・身体検査表・履歴書・最終学業証明書

7 二〇〇円

8 三月二七日

9 作文・口頭試問・身体検査

10 本校

11 四月一日

12 カトリック・シスターズの組織する聖心愛子園の経営。なお同所に同じ経営にかゝる養護施設・養老院・幼稚園・保育所あり。寄宿舎の設備あり。

滋賀県立保母養成所

(滋賀県立短期大学附属保母養成所)

彦根市池洲町滋賀県立短大校舎

電・彦根九九〇・一一四四

1 二ヶ年

2 保母免

3 約三〇名

4 大学入学資格者・旧制高女卒業、児福施設において二年以上児童の保護に従事した者

5 三月一日—三月二三日

6 志願者名票・出身学校調書(又は筆習証明書)返信用封筒(十円切手貼布)―学校調書のないものは成績証明書

7 なし

8 三月二七—二八—二九日

9 絵画。時事問題・国語・音楽・作文

10 本校同番地・大学校舎

11 四月七日

12 授業料不要・生徒手当月八〇〇円・寄宿手当一〇〇〇円・希望により大学家政科

育児コースの学生と共に学習しうよう試験の上選科生又は聴講生として入学許可せらる。特に成績優秀のものは本科生となる。就職義務はない

広島女子短期大学家政科

広島県宇品町七一〇ノ一

電(2)六六〇・三〇二五

1 二ヶ年

2 保母

3 四〇名

4 新制高校卒業者及びこれと同等以上の学力あるもの

5 二月一五日—三月一五日

6 入学志願票・出身学校調書・写真・返信用封筒二通・検定料・以上を出身学校長より提出

7 四〇〇円(進適検料を含む)

8 三月一九—二〇—二一—二二日

9 国語・社会(一般社会・日本史・世界史・人文地理・時事問題中一)・数学(一般数学・解析I・解析II・幾何の中一)・理科(物理・化学・生物・地学中一)・進適は本学で行うから国のものは受ける要なし。国のものを受けたものも本学は受ける

10 本校

11 三月二五日

北陸学院保母養成所

金沢市下本多町六番丁十八

1 二ヶ年

2 保母免

3 二五名

4 一般県立保母養成所に準ずる

5 三月一日—三月三日

6 入学願書・出身学校調書・戸籍抄本・返信用封筒・検定料

7 五〇〇円

9 四月一日

9 英語・国語・音楽・社会・身体検査

10 本校

11 四月三日

山口女子短期大学

家政科 児童学 専攻

山口市宮野
電 一〇六〇

- 1 二ヶ年
- 2 保母 免
- 3 四〇名
- 4 新制高校卒業業者・通常課程十二年学校教育修了者・新制高校卒業同等以上学力保有認定者・旧制高女卒業業者
- 5 二月一日—三月十日
- 6 入学志願票・写真・返信用封筒・検定料・調査書・以上出身校を経由して提出
- 7 三〇〇円
- 8 三月一七—一八日
- 9 国語・社会(一般社会・世界史・日本史・人文地理・時事問題・一般家庭(被服コース)の中より一)数学(一般数学・解析I・解析II・幾何の中より一)理科(物理・化学・生物・地学・一般家庭(食物コース)の中より一)英語・身体検査
- 10 本 校
- 11 三月二日
- 12 寄宿舎設備あり

純心女子短期大学保育科

長崎市家野町

前掲参照

天理短期大学保育科

奈良県山辺郡丹波市町守目堂

前掲参照(但し現在はず定)

聖和女子短期大学

西宮市岡田山一

前掲参照

西南大学短期大学児童教育科

福岡市鳥飼六丁目五〇一

前掲参照

なお、左記諸施設は誤配事故、回答不齊、その他の理由により締切日まで細目を知りえなかつたので、重ねて照返し、次号において完全を期します。

大阪府立保母学院

大阪市東区森ノ宮西ノ町

電話東(94)四四五四

千葉県立保母養成所

千葉県長生郡茂原町茂原二〇六

福島県立高等保母学院

福島県郡山市長者町五二

兵庫県立保母養成所

神戸市生田区中山平通

和歌山県立保母学院

和歌山市西汀町一

香川県立保母養成所

高松市

福岡県立保育専門学院

福岡市

愛媛県立保母養成所

松山市

東京都社会職業協会

厚生保母学院

東京都目黒区自由丘二七



子供讃歌（一八）

倉橋惣三

一七 孫達の集い

1 孫兒嬉戯之図

寛袍長杖の老翁の傍に、一群の幼童達が嬉々として遊んでいる。——支那の古画に屢々見るほゞえましい構図である。支那画家の描く童子の顔に個性のないことは、日本の浮世絵の子供の顔の類型的なと共に、西欧の子供画に比して、常にものたりない点であるが、そのかわり、老翁の顔の理外利外閑々の顔には、東洋のどの絵でも好感をもたされるのである。

さて、幼童嬉戯之図に二いるある。一つは布袋図や仙人図に見る、途上見の群或は雲外見の群であり、一つは多孫翁の家庭見の群である。後者の場合、こんなに多数の孫兒がと怪しまれることもあるが、支那を旅行して大家族制の研究の目的で、豪族の家庭を訪問するに及んで、その疑いは解けた。そういう大家庭の広い中庭には、そうした大量の孫兒群が見られることがあつても不思議はないのである。それに取かこまれた老翁の好々爺顔も、ありそうな一幅の幸福画である。

さて、この幸福は、一人々々の孫を膝に抱いているときの幸福とは少し違う。すなわち、この場合の孫は個でなくて多の孫達である。つまり孫群の楽しい集団に涵されている幸福である。そこで老翁の言つているのも『みんな仲がいゝね』である。たとえば、オーケストラを聴いているとき、一づゝの樂器を奏んでいるのでなく、全体のシンフォ

ニ一に陶醉しているのと同じである。それと同じく孫群の階調音が、老翁の心をとろけさせているのである。

階調音を聴くことは、誰れにも楽しい。しかも、それを最も楽しんでる一人は、その楽団のコンダクターでなかるか。その階音がうまくいつているとき、彼の快さそうな肩を見るがい。それがうまくいつちしないとき、いらくしい後姿を見るがい。たゞ異なるのは、指揮者の黒の燕尾服が、きちんとシツクであるのと、老翁の襦袢がだぶくとゆつたりしていることだけだ。

ところで家庭の幼児群は、たゞの児群ではなくて、きょうだい、いとこの特別集団である。偶然に寄りあつている群ではなくて、老翁から特別のみんなとして抱かれる群である。同じ根から芽ばえた特定の花群である。

すべて、子供達の親しい集りを見るのは楽しい。しかも、老翁にとつて、きょうだい、いとこの和合を見るのは特に楽しい。親としてもそうだが、おじいちゃん、おばあちゃん、おばあちゃんの孫に対する抱擁の心理において、特にそうである。そこで、彼も、孫見嬉戯の図に題していつも蓮筆を以て記したくなるのである。

藹哉、兄弟姉妹従兄弟姉妹。慈眼視衆孫。

2 幼 老 園

血縁という文字がある。『血は水よりも濃し』という言葉もある。こういうことは生理学者に任しておこう。血縁何等族の律法もあるが、民法親族篇の条文だ。この子供讃歌の中でいう愛情は、そういう因果ばなしめいた愛や、修身教科書的愛ではない。底の底には、そういうつながりあいも、運命的因になつてゐるかも知れないが、こゝの花園で老園丁の心を喜ばすのは、そうして、その愛の均等の配分を楽しませられるのも、いつしよに育つて来た小さい花達が現在一つの園に睦み咲いているのを見る喜びである。

きょうだい、いとこだから仲よい筈だというよりは、親しい仲合でこそ真にきょうだい、いとこだというのである。いつしよの育ちでも、仲がよくなかつたら、きょうだいではない。仲がよくても、いつしよに育てられなくては、いとこ同志とはいえない。

『きょうだいは他人の始まり』という、昔の人の諺がある。すごい程穿つた言い方であり、世間の荒庭には往々ある実際のかもしれない、況んや、いとこにおいておやとなつては、現実になり過ぎるかもしれない。しかし、兎に

かく、おじいちゃん、おばあちゃんの花園でうたわれる子供讃歌の一節ではない。まゝならぬ荒野が原に、真に人と人との暮しあつてゐる樂団を、家庭といふところに見出そうとする彼は、その中でも、孫兒同志のきょうだい愛と、いとこ愛とを、その花園に咲く、一段と色の濃い花の蕾と見るのである。

これを、人の世の理想としていうことが、どれ程の広い適用性をもたせ得るか、彼は知らない。たゞ、彼自らが一人子として育ち、家庭愛といへば、親子の愛の外を知らずに育つた彼としては、わが子達のきょうだいの愛というものを、如何に羨ましい幸福として見たことであらう。また、きょうだいの和を以て親を喜ばすという經驗をもつたことのない彼として、彼の子らが見せてくれるきょうだい愛を、人世至樂の光景として見、更に又、目の前に見る孫達のきょうだい愛を人生最幸の細景として見ることを、何人も諒として呉れることだらう。いとこはきょうだいと一つではないが、おじいちゃん、おばあちゃんの花園における孫達としては、同じ花園の花の群である。ひとしく、老園丁を幸福にしてくれる花の群である。

x
x
x
x

彼は養老院という文字を余り好きでないが、幼老園という門標なら、この、大して美しくはないが、しかしいつも、明るい小園の柴折戸に掲げていゝと思つてゐる。

アフリカだより

— その 2 —

三ヶ月ぶり、と言つても数年もアメリカに居るつもりがたつた三ヶ月で、三ヶ月ぶりとはおかしいのですが、日本から来た人たち、つまり視察の教育学の教授たちに会いました。横浜国立大学の中島太郎氏と、愛知学芸大学の伊藤四三九氏です。荏司雅子さんもこの人たちと同時にいらつしやつたのではないでしょうか。丁度サンクスギヴィングの休みで同居のアメリカ人の友達は家へ帰つていたので伊藤さんには僕のところへ泊つていただき、その他子供の教育を専門にしてゐる金杉益男氏その他の方々二、三人に来ていただき、色々なことを語り合いました。

アメリカの子供たちは日本と同じようにやんちゃでよくさわぐけれど、保母さんや先生がちよつと注意すると、すぐ言うことをきいて、のどをからしたりする必要がないことについて、どうしてだろうと言う伊藤さんからの問題のなげかけがありました。こうした

ことは教育施設だけでなく家庭教育の多大な影響だろうと言う結論になりました。たしかに家庭のお母様方は、みくおこつてばかりはいませんが、言いつけたことや注意したことについてはとても徹底させます。それに比べると、日本のお母様方は、おこごごが多い割合に、徹底してないような気がします。僕は、アメリカではないけれど、子供の頃イギリスで育つて、そのしつけのきびしさは今でもはつきりおぼえてゐる位です。子供は自由のびやかか、育つべきで口やかましいのはいけません。口やかましいこととしつけを混同しないことはとても大事なことです。

その他色々教育問題にふれたのは勿論のことですが、ここではアメリカの若い女性たちについて語り合つたことを紹介しましょう。この本をお読みになるうちにはきつとこの女性たちと同じ位の若い保母や先生方が多いと思います。

皆さんはアメリカの女の人をどう思いますか。レディー・ファーストの国で、いばつていてとつつきにくくて、デイトのことはばかり考えていて、と言つた先入感はいぶかわつてしまうものです。僕もしばく

デイトをもつて、若いお嬢さんと遊びに出かけますし、その時は、車でおくりむかえをしたり、レストランではオーヴァーをぬがせてあげたりして、日本流に考えると、まあなんてアメリカン、ガールはいばつてゐるのです。言うことになりませんがそれは形式上のことで、どんなに真面目に色々のことをこうし若い若い女性たちと語りあつたかわかりません。そうしてみんなそれぞれの意見をもつてとても興味深いのです。僕が来たての時には、以外にも、若い女子学生に生活上の親切なアドヴァイスを得たり、語学のハンディキャップを助けてもらつたりしました。

そんなことを日本からいらつしやつた他の先生方にお話して同じ御意見を頂きました。女の人ばかりでなく、男の人、全て明るい微笑につつまれていて、なにかほの暖かい雰囲気です。そうして礼儀正しいのです。そう言つたことは、子供の頃のしつらけに、そのことに関係があるかないかわかりませんが、アメリカの子供たちは、とんぼとりのような生物を殺す遊びをほとんどやらないことを皆さんは御存知ですか。



会から

○いつまでも引きとめておきたい親しみではあるけれども。

幼児らの翼は、春空に力強く羽ばたいている。勇ましく送り出してやりましょう。新しい楽しみの中に、ふと、わたし達とこの小さい幼稚園や保育所を思い出す時があつたら、いつでも、きのうのこの子として遊びにいらつしやい。しかし、その時はお遊戯ではない。小学生としてのあなた方のプライドを一番よく理解しつゝ迎えるでしょう。しかし、幼児の時と同じよび名がついて出ても、今までと変わらない、お返事をして呉れますね。——三月の先生方のころである。

○三月のおしまいを、子供らと、どういう風にして別れようか。涙ぐんで抱きしめたりするセンチメンタリズムは禁もつです。入学後の訓戒だけでも、味がない。それは小学校の前の段階としてだけ教育して来た『先生』のことです。一日々々の保育を互の親しさにつけて来、重なる親し

さの中に毎日の親しみを味わつて来た、大きい人と小さい人との、きょうのお別れは、形式的な式辞なんかよりも、一人々々肩に置く手、頭を撫てゝやる手、の、やわらかさが与えたい。卒業証書の誇に子供らを喜ばせてやると共に、甘いものでもいっしよの机で集りたべる喜びを共にしたい。先生には年々歳々のことですが、子供らには一生一度の日として。

○親達との別れの挨拶は、親からはお礼、先生からはお祝いの、心からのコーラスが、いつまでも、門の外までも、つゞくとでしよう。そうして、振りかえりく行く母と子の目には希望の喜びの光が、又、いつまでも立つて見送る先生の目には、なんのためだか、自分にも分らない露の玉の光りが、保育の最後のお分れを、金と銀とにちりばめもすることでしょう。——

三月の感想です(倉橋)

「幼児の教育」を求む

本学図書館において「幼児の教育」ブック・ナンバール揃えたいと思ひますので御協力ねがひがいます

- 一、巻名 第一巻四〇巻までの各号
- 一、買求価格 一冊三〇円、お譲り下さる巻名を予じめて御通知下さる

東京都中野区宮前町四六

賈仙短期大学

電話中野(38)三五二一番

幼児の教育 第三巻 第三號

定価 金五拾円

昭和二十七年三月二十日發行

東京都中野区千光前町一〇

編集者 倉橋 惣三
發行者

東京都文京区大塚町三十五

お茶の水女子大学附屬幼稚園内

發行所 日本幼稚園協會

東京都千代田区神田神保町二ノ四

發賣所 株式會社 フレーベル館

振替東京一九六四〇番

○本誌御購置ついで法文中込その他はすべて
フレーベル館宛に願ひます

フレーベル館の保育圖書と資材

發行所

株式會社

フレーベル館

振替東京 一九六四〇番

東京都千代田区神田神保町二ノ四

西山・奈術・佐藤・柴野先生 子供にきかせるお話集	小木曾光先生 産聲より歌うまで	副島ハマ先生 折紙教本	高橋さやか先生 保育のための文學	日本幼稚園協會 幼稚園お話集 上・下二巻
A5 181頁	B6 166頁	B6 214頁	B6 172頁	A5各210頁
180円	200円	200円	130円	各 200円
〒20円	〒18円	〒20円	〒18円	〒各24円
話集 諸氏が書下ろした珠玉のお話	日本児童文學者協会の中堅者協会の如何に教育的に如くべきか	産声より歌うまで幼児は音楽的に如何に育つべきか	幼児生活の文藝性に深く見入りこれを保つる基調と	先に發行された多量の好評をうけた旧版の改訂増補版
お茶の水女子大學 付屬幼稚園 試案 幼児指導要録	及川ふみ先生 えとぬりえ 全二冊	及川ふみ先生 たのしいおしごと	長田新先生 フレーベルに還れ	増子とし先生 リズム遊び
A5 52頁	B5 各16枚	B5 16枚	B6 260頁	B5 62頁
35円	35円	45円	130円	200円
〒8円	〒8円	〒8円	〒18円	〒18円
指導要録記入に基づき基準を示唆する	発表以來大變御好評をうけたらぬ新しい本の	新技術教育に一新生面を拓く者この骨の成果	幼児保育の精神にかえつて求めべしとする熱論	リズム教育の著者一新者の著書が拓く好評

4 月 号 予 告

観
察

キンダブック

繪
本

第 7 集

KINDER-BOOK

第 1 編

〔春 の 遠 足〕



☆自己創造にたえまない
幼児のために是非与えたい☆

A 4 判・16 頁・月一回発行
解 説 付
定価 45 円・送料 8 円

春 の 遠 足

子供の教育の場を、お部屋の内、机の上のみと思つたら、その狭さは場所の狭さばかりでは無い、ひろげなければならぬのは、お母さん方の気持ちです。先生方の考え方は、園外保育といつては、たゞ園の外へ出かけることだけのように入れるし、見学といつては少々固くるしいし、散歩といつては余り気散じ過ぎる。遠足というのが子供を一番いそいそさせるようです。

発行所

東京都千代田区神田
神保町二丁目四番地

株式
会社

フ レ ー ベ ル 館

東京座口座
振替 一九六四〇番